

令和 8 年熊本地震からの
復旧・復興に係る要望

令和 8 年（2026年） 1 0 月

熊 本 県

国におかれましては、これまで、被災者の救命・救助活動、避難者への生活支援、激甚災害等への指定、一般予備費の使用決定等をはじめ、発災直後から切れ目のない御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

また、8月27日には、「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」を決定いただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

パッケージには、被災者の自宅敷地における仮設住宅の建設に向けた支援や、被災した井戸に対する洗浄・補修や修繕等に係る掛かり増し経費への支援など、本県が要望した前例のない内容も含まれており、被災地の実情に寄り添い、被災者の痛みの最小化につながるものであり、重ねて厚く御礼申し上げます。

その一方で、今後は初動期の対応から本格的な復旧、そしてその先の創造的復興を見据え、取組みを加速させる必要があります。

このため、これまで政府現地災害対策本部と合同で開催してきた県災害対策本部から、8月31日に復旧・復興本部へ移行しました。この本部においては、引き続き被害状況や復旧の進捗状況を確認しつつ、被災市町長との意見交換を交えながら、被災地域の再生の指針となる「復旧・復興プラン」を10月中に策定することとしております。

令和8年熊本地震からの復旧・復興を熊本の更なる発展につなげるためには、「平成28年熊本地震と同様の復興基金の創設」や「なりわい再建支援補助金並みの特別な財政支援の実現」など、国の更なる御支援が不可欠です。

本県としましては、引き続き、市町村、関係機関と一丸となり、国からの強力な御支援を最大限に活用し、被災者の一日も早い生活再建や地域の再生等に向け、全力を尽くして参ります。

国におかれましては、本県の復旧・復興に向け、引き続き、格別の御支援及び御配慮をいただきますよう強くお願い申し上げます。

令和8年10月

熊 本 県 知 事

木 村 敬

熊本県議会議長

内 野 幸 喜

熊本県市長会長

荒 木 義 行

熊本県市議会議長会長

田 中 誠 一

熊本県町村会長

竹 崎 一 成

熊本県町村議会議長会長

松 尾 純 久

目 次

1	震災からの復旧・復興に係る特別な財政支援	【重点要望事項】	1
2	「なりわい再建支援補助金」並みの特別な財政支援	【重点要望事項】	4
3	文化財の早期復旧に係る特別な財政支援等	【重点要望事項】	5
4	震災からの復旧・復興に必要な事務費に係る特別な財政支援等	【重点要望事項】	7
5	医療・福祉の確保、施設の早期復旧		8
6	県・市町村における災害対応のための継続的な人的支援		11
7	大規模災害時における応援職員等の活動及び派遣経費に係る災害救助法の弾力的な運用		12
8	警察活動に係る経費及び被災した警察施設の復旧に係る財政支援		14
9	被災したこどもに対する心のケア等及びDV被害女性への支援		15
10	大規模災害発生に備えた避難所環境の整備・強化		17
11	大規模災害発生時におけるエネルギー確保に向けた支援		18
12	被災家屋等の解体、災害廃棄物の処理に向けた支援		19
13	被災者の住まいの再建への支援		20
14	住宅耐震化支援事業の予算総額確保及び補助上限額の嵩上げ		22
15	復興まちづくりに係る支援		23
16	地域コミュニティ再生への支援		24
17	医療保険・介護保険の一部負担金・利用料、保険料（税）の免除等に対する財政支援		25
18	ライフラインの早期復旧		26
19	公共土木施設等の早期復旧		29
20	道路ネットワークの早期復旧及び強靱化		31
21	八代港の早期復旧		33
22	公共交通ネットワークの早期復旧		35
23	教育施設の早期復旧及び就学機会確保等への支援		37
24	私立学校施設等の早期復旧、生徒等への支援		40
25	行政庁舎等の公共・公用施設の早期復旧		43
26	多重債務事業者への特別な財政支援		45
27	地域産業等の早期復旧・事業継続への支援		46
28	伝統的工芸産業の早期の事業再開・事業継続への支援		49
29	被災農林漁業者の営農再開に向けた支援		50
30	共同利用施設等の早期復旧・復興への支援		51
31	農地及び農業用施設の早期復旧への支援		53
32	森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援		54
33	水産関係施設の早期復旧への支援		56
34	防災・減災、国土強靱化の推進		57
35	災害時に司令機能を担う防災局の本県への設置		58

1 震災からの復旧・復興に係る特別な財政支援

【内閣府、総務省、財務省】

要望事項

- 復興基金創設のための特別交付税措置など、平成28年熊本地震と同様の特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

本県では、令和8年熊本地震により、多くの尊い命が失われるなど甚大な被害が発生した。

県では、災害発生直後から災害救助活動、公共土木施設等の応急復旧に取り組むとともに、被災者の生活再建や被災事業者の生業再建の他、社会・産業インフラの本格復旧に要する事業についても早急に予算化し取り組んでおり、今後も多大な財政需要が見込まれる。

また、被災市町村では、発災以降、避難所運営や罹災証明書の交付などの応急対応に取り組んできたが、今後、災害関連事業の実施が本格化する中、財政基盤が脆弱であっても躊躇なく災害関連事業に取り組めるよう、財源を確保する必要がある。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害、令和7年8月豪雨災害といった過去の累似の大規模災害からの復旧・復興に係る起債償還が今後本格化する中、今回の令和8年熊本地震発生により、熊本県及び被災市町村の財政運営は一層厳しさを増すことが想定される。

- ・被害状況：死者・行方不明者 38 人、住家被害 71,518 棟（令和8年9月25日時点）
- ・総事業費：9月専決までの地震関係県予算：1,768 億 96 百万円

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①復興基金への特別交付税措置	—	復興基金への特別交付税措置	510億円
②特別交付税の現年災（応急復旧）に係る特別な措置	り災世帯数等に基づく算定 （り災世帯数等×単価）	・現年災（応急対応）に係るり災世帯数等の単価の引き上げ ・災害救助関係の経費として総務大臣が調査した額×0.8を加算（市町村分）	左記同様
③災害対策債の発行及び交付税措置率の嵩上げ	「著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する場合」等において発行可能 ※交付税措置率：57%	・災害対策債の発行 ・交付税措置率の嵩上げ（57% → 95%）	左記同様

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
④歳入欠かん債の発行 及び交付税措置率の 嵩上げ	「著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する場合」等において発行可能 ※交付税措置率：47.5%～85.5%	・歳入欠かん債の発行 ・交付税措置率の嵩上げ (47.5%～85.5% → 75% ～85.5%)	左記同様
⑤災害復旧事業債等の 償還期限の延長	例) ・補助、直轄、一般単独災害復旧事業債 → 10年償還(うち、据置2年) ・歳入欠かん等債 → 4年償還 (うち、据置1年) 等	例) ・補助、直轄、一般単独災害復旧事業債 → 20年償還 (うち、据置5年) ・歳入欠かん等債 → 15年償還 (うち、据置3年) 等	左記同様
⑥補助災害復旧事業債 の過年災の充当率の 拡充 (現年災と同率)	・公共土木施設 → 90% ・農地・農林漁業施設 → 80%	・公共土木施設 → 100% ・農地・農林漁業施設 → 90%	左記同様

3 要望の内容

- ① 令和8年熊本地震からの復旧・復興に向けて、県では、10月中を目途に被災地域の再生の指針となる復旧・復興プランを策定することとしている。このプランに沿って、住民生活の安定、住宅再建支援、産業や教育文化の振興など、地域の実情に応じたきめ細かな取組みを中長期的に実施するため、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる復興基金創設のための特別交付税措置をお願いしたい。

また、基金を活用した復旧・復興の需要について、家屋被害や商工関係の被害等は平成28年熊本地震より少ないことから、住まいの再建や中小企業等の支援に係るニーズは10年前に比べて減少が見込まれる。

一方で、被災家屋の耐震化・被災宅地の復旧など、本県がこの10年間で複数の大規模災害に見舞われていることへの対応や、飲料用井戸の復旧、被災した八代港に関連するサプライチェーン等の維持・回復など、今回の被災地域特有の課題への対応については、ニーズの増加が見込まれる。加えて、地域経済の回復等に係るニーズへも今後対応していく必要がある。

このため、基金の規模については、上記のとおり多重被災や被災地域特有の課題への対応が必要なこと、さらには近年の労務単価や物価上昇も考慮いただき、平成28年熊本地震と同様に、本県の復旧・復興に必要な支援をお願いしたい。

- ② 災害対応に従事する職員の時間外等手当や不足する人員を補うため任用する会計年度任用職員に係る経費、家屋被害認定調査の委託費等、災害救助に関連して実施する事業に係る経費において地方負担が生じているため、特別交付税の現年災（応急復旧）に係る単価の引き上げや加算等の特別な措置をお願いしたい。
- ③ 被災事業者の施設等の復旧支援に係る経費において、あらゆる視点から支援を検討いただいているが、それでもなお隙間となる部分について相当の地方負担が生じる見込みであるため、災害対策債の発行及び交付税措置率の嵩上げをお願いしたい。

- ④ 今回の災害で被災した県民や事業者に対する地方税及び使用料・手数料の減免措置により、被災自治体の減収等による歳入不足が見込まれるため、歳入欠かん債の発行及び交付税措置率の嵩上げをお願いしたい。
- ⑤ 今後、過去の災害の起債償還が本格化する中、今回の地震に係る起債の償還が重なることで、毎年度の公債費負担の増加により厳しい財政運営を強いられるため、災害復旧事業債等の償還期限の延長をお願いしたい。
- ⑥ 公共土木施設等で活用する補助災害復旧事業債について、著しく異常かつ激甚な非常災害であり、財政運営に著しい支障が生じかねないため、過年災の充当率は現年災と同率としていただきたい。

2 「なりわい再建支援補助金」並みの特別な財政支援

【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

要望事項

- 度重なる大規模災害に見舞われているという本県特有の事情を踏まえ、「なりわい再建支援補助金」並みの特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- 「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」において、被災した中小・小規模事業者等による施設・設備の復旧については、繰り返す大規模災害による重複被災が生じたことを踏まえた特例として、自治体連携型補助金等における補助対象事業者の範囲等を柔軟化し、「なりわい再建支援補助金」並みの高い補助率での支援を行うという方向性が示された。
- 一方、各省庁との協議等において、未だ具体的な補助内容の決定までは至っていないものがあるため、各事業者等の早期の復旧に向け、補助内容の具体化が必要である。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①医療施設等の災害復旧に係る財政支援	医療施設等災害復旧費補助金(補助率1/2) 保健衛生施設等災害復旧費補助金(補助率1/2)	・なりわい再建支援補助金並みの財政支援(補助率3/4等)	グループ補助金(補助率3/4)
②-1 私立学校の災害復旧に係る特別な財政支援	幼稚園～大学 1/2 私立特定幼稚園 7/12 (激甚法)	・国庫補助率の嵩上げ、多重被災者への定額補助等によるなりわい再建支援補助金並みの支援	激甚災害(本激)、適用措置の指定による財政支援 グループ補助金活用可
②-2 専修学校等の災害復旧に対する国庫補助制度の創設等	—	・専修学校等の災害復旧に対する国庫補助制度の創設や多重被災者への定額補助等によるなりわい再建支援補助金並みの支援	国庫補助制度創設(1/2) グループ補助金活用可

3 要望の内容

- 現在、厚生労働省において検討中の「熊本支援パッケージ」について、従業員・病床数等の要件を設定することなく「なりわい再建支援補助金」並みの特別な財政支援をお願いしたい。
- 運営の主たる収入を校納金、経常費補助金で賄っている学校法人等においては、地震により被害を受けた校舎等の災害復旧を図るには経済的負担が大きいと、学校負担がこれまでの大規模災害(平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨)と同様に軽減されるよう、私立学校、専修学校に対し、国庫補助率の嵩上げや国庫補助制度の創設及び多重被災者への定額補助などのなりわい再建支援補助金並みの支援をお願いしたい。

3 文化財の早期復旧に係る特別な財政支援等

【文部科学省】

要望事項

- 八代市の国指定名勝 ^{しょうひんけん}松 浜軒や熊本城の石垣崩壊など、損壊した文化財の早期復旧に対する技術的支援や特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等（令和8年9月15日時点）

被害状況 国指定44件、国登録64件、県指定36件、市町村指定152件

未指定71件、合計367件

うち、平成28年熊本地震と重複被災した文化財：176件

令和2年7月豪雨と重複被災した文化財：15件

令和7年8月豪雨と重複被災した文化財：12件

被害総額（未指定を含む）：409億円

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①文化財の復旧・復興に向けた支援	—	継続的な財政支援及び人的かつ技術的な支援	—
②国庫補助率の嵩上げ	国指定：70～85% 国登録：設計費のみ70%	国庫補助率の嵩上げ	熊本城のみ5%嵩上げ
③国指定以外の文化財に対する国庫補助制度の創設	—	国庫補助制度の創設	—
④平成28年熊本地震等と重複被災した文化財に対する支援	—	<国指定> 国庫補助率の嵩上げ <国指定以外> 国庫補助制度の創設	—

3 要望の内容

- ① 松浜軒や八代城跡、熊本城等、地域の宝である文化財が被災し、復旧のためには長い年月と多大な経費を要するとともに、高い専門性も必要である。そのため、復旧に向けた継続的な財政支援と人的かつ技術的な支援をお願いしたい。
- ② 国指定文化財の復旧には国庫補助制度があるものの、文化財所有者の負担があり、特に民間所有の国指定文化財では復旧が進まないことも懸念される。そのため、今回の災害復旧においては、事業予定総額が相当高額で地方公共団体及び個人の負担が相当困難と考えられることから、「激甚災害により被災した文化財の災害復旧に係る文化財補助金の補助率について」（平成28年11月1日文化庁長官決定、令和7年4月1日改正）を適用いただき、国庫補助率の嵩上げをお願いしたい。

- ③ 県・市町村指定文化財、国登録文化財及び未指定文化財の多くが被災し、復旧のためには多大な経費を要するため、これらの復旧に対する国庫補助制度の創設をお願いしたい。
- ④ 今回の地震では、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨といった過去の大規模災害で被害を受け、復旧した文化財が再度被災したものも多い。それらの文化財は民間所有のものも多く、所有者は文化財の復旧のために新たな経済的負担を強いられることとなる。このような文化財の復旧に対する所有者負担軽減のため、国庫補助率の嵩上げや国庫補助制度の創設など、特別な財政支援をお願いしたい。



国指定名勝 松浜軒



国指定史跡 八代城跡

4 震災からの復旧・復興に必要な事務費に係る特別な財政支援等

要望事項

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省ほか】

○ 復旧・復興に必要な各種事業実施に関する事務費に係る特別な財政支援等

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ・ 復旧・復興に必要な各種補助事業等の実施については、復旧計画の検討支援や市町村・対象者への説明会の開催、補助金交付関連業務等の膨大な事務が発生する見込みであり、増加する事務費に対する支援が必要である。
- ・ また、「なりわい再建支援補助金」並みの支援に関する補助内容が具体化し、予算化された暁には、自治体連携型補助金等の申請受付や審査等の膨大な事務が発生することが見込まれるが、その事務費については支援がないため、災害対応に追われる自治体職員が自らそれらの事務を処理せざるを得ず、補助金の支給や他の事務に遅れが生じるおそれがある。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
補助金等の事務費に係る特別な財政支援等	—	・ 農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）等の各種事業の事務費に係る十分な財政支援 ・ 自治体連携型補助金等の申請受付・審査等の事務費に係る特別な財政支援	—

3 要望の内容

復旧・復興に必要な農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）や強い農業づくり総合支援交付金（被災産地施設支援）等の各種事業の実施について、増加する事務費に対する十分な財政支援をお願いしたい。

また、「なりわい再建支援補助金」並みの支援に係る膨大な事務を効率的かつ迅速に実施するとともに、自治体職員の負担軽減を図るべく、民間団体等への委託費も含めた事務費についての特別な財政支援をお願いしたい。

5 医療・福祉の確保、施設の早期復旧

要望事項

【内閣府、国土交通省、厚生労働省】

- 被災した施設等の早期復旧に向けた十分な財政支援及び柔軟な対応等、医療機関、社会福祉施設や介護施設等の事業継続に向けた特別な財政支援
- 重複被災した医療施設等に対する特別な財政支援
- 透析医療機関の防災力強化のため、非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（国庫補助事業）の補助対象施設への追加及び補助率の嵩上げ

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等（令和8年9月15日時点）

施設類型	被害状況	配管故障や井戸枯渇等	避難実施施設
高齢者施設	1,005 施設	9 施設	4 施設
保護（救護）施設	3 施設	－	－
保育所等	498 施設	－	－
児童養護施設等	13 施設	－	－
障害福祉サービス事業所	359 施設	4 施設	2 施設
医療施設等	382 施設	－	－

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時等
①被災施設の実地調査及び査定の早期実施と柔軟な対応、予算の確保	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金 医療施設等災害復旧費補助金 保健衛生施設等災害復旧費補助金	被災施設の実地調査及び査定の早期実施と柔軟な対応、予算の確保	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 グループ補助金
②断水解消までの給水支援の継続	国等による給水支援	国等による給水支援の継続	国等による給水支援の実施
③被災介護・障害福祉事業所等の事業継続支援制度の創設	－	被災介護・障害福祉事業所等の事業継続に向けた支援制度（減収補填等）の創設	（能登半島地震では、通所介護等において災害発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、3%加算等の実績あり）
④被災介護・障害福祉事業所等の介護人材確保緊急対策支援制度の創設	－	被災介護・障害福祉事業所等の事業継続に向けた人材確保に要する支援制度（割増賃金等の給付）の創設	（能登半島地震では、福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（介護分）として国9/10（特別交付税8割）の実績あり）

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時等
⑤被災介護・障害福祉事業所等の避難時かかりまし費用支援制度の創設	—	被災介護・障害福祉事業所等の避難時に要するかかりまし費用（移送費等）に要する支援制度の創設	—
⑥地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の事業継続等支援制度の創設	—	災害発生により一時的に増加する包括、事業所の業務継続に対する支援制度（応援職員を派遣した事業所に対する助成）の創設	—
⑦医療施設等の災害復旧に係る財政支援	医療施設等災害復旧費補助金（補助率1／2） 保健衛生施設等災害復旧費補助金（補助率1／2）	なりわい再建支援補助金並みの財政支援（補助率3／4等）	グループ補助金（補助率3／4）
⑧透析医療機関の防災力強化	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（医療提供体制施設整備交付金：国庫補助事業）（補助率1／2）※透析医療機関は対象外	透析医療機関を対象に追加し、補助率を3／4とすること	—

3 要望の内容

【社会福祉施設・医療施設等】

- ① 社会福祉施設・医療施設等の建物の災害復旧について、被災した施設の早期復旧につなげるため、実地調査及び査定 of 早期実施、予算の確保について、特段の措置をお願いしたい。

また、被災した施設の中には、移転復旧の検討を余儀なくされるケースも想定されるため、厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日会発第0621第1号）の第7「復旧費算出の原則」について、地震により施設の立地する地形・地盤自体に大きな変動や危険が生じている場合は、査定において安全な場所への移転・建替えによる復旧を認めるなど、柔軟な取扱いをお願いしたい。

併せて、再度災害防止に係る工事等についても、柔軟な取扱いをお願いしたい。

【社会福祉施設等】

- ② 今回の地震により、井戸水が枯れたこと等を原因として断水が発生している施設等が多数ある。断水解消のためには、業者による配管等の修理や井戸の掘り直し等が必要な場合があり、業者の確保が困難な場合、断水が長期化し、食事や入浴等のサービスの質が低下することが懸念される。そのため、施設等の復旧工事が完了し断水が解消するまでは国等による継続した給水活動の実施をお願いしたい。
- ③ 被災地域の施設等においては、被災による受入停止や避難に伴う利用者減等による大幅な減収のために事業継続が困難となることが懸念される。要介護者等が被災前と同じく住み慣れた地域で介護サービス等を継続して受けられる体制を維持することができるよう、被災の影響により一時的に収入が減少した施設等の事業継続を可能とするため、令和6年能登地震と同様の減収補填等の財政支援制度の創設をお願いしたい。

④ 被災地域の施設等においては、被災による職員の負担増や離職等のため、事業継続が困難となることが懸念される。要介護者等が被災前と同じく住み慣れた地域で介護・障害福祉サービスを継続して受けられる体制を維持することができるよう、被災の影響により人材難を抱える施設等の事業継続を可能とするため、令和6年能登地震と同様の割増賃金の給付等の人材確保に係る財政支援制度の創設をお願いしたい。

⑤ 被災に伴い、利用者の安全確保やサービスの質の確保等のために利用者の避難を実施した施設等においては、避難の際の移送費や避難先の家賃等のかかり増し経費の発生が想定される。また、避難した利用者が本人の希望に基づき避難前の施設に復帰するためのケアプランの練り直し等をはじめとした職員の負担増への対応や災害の影響により休業・縮小した施設等の再開に向けた準備のための時間外勤務手当等のかかり増し経費の発生も想定され、これらのかかり増し経費が事業運営を圧迫することが懸念される。

そのため、施設からの避難や避難元への復帰、施設等の再開等に当たって発生するかかり増し経費（移送費、避難先家賃、時間外勤務手当等）に対する財政支援制度の創設をお願いしたい。

⑥ 地域包括支援センターでは、通常業務が多く、平時から負担軽減が求められているところ、保健師による訪問や被災高齢者等把握事業により把握された支援を必要とする高齢者への対応が困難な状況となっている。また、被災で生活環境が大きく変化したことにより、要支援・要介護認定申請、変更申請も増加することが想定され、居宅介護支援事業所でも業務増加が見込まれる。

被災地域の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所を被災地域以外から支援するための経費に対する財政支援制度の創設をお願いしたい。

【医療施設等】

⑦ 令和2年7月豪雨の際の「なりわい再建支援補助金」では、補助率3／4、1医療施設あたり補助上限15億円の支援が行われるとともに、二重債務対策として5億円を上限とする定額補助が実施されたところである。

現在、厚生労働省において検討中の「熊本支援パッケージ」について、従業員・病床数等の要件を設定することなく「なりわい再建支援補助金」並みの特別な財政支援をお願いしたい。

また、大規模に被災し移転を要する精神科病院等もあり、復旧には多額の費用を要するため、補助上限を引上げ又は撤廃していただきたい。

さらに、近年の資材価格、人件費等の高騰により、復旧に必要な費用は大幅に増加していることから、物価上昇の影響を適切に反映した補助上限額を設定していただきたい。

⑧ 透析中断は患者の生命の危機に直結することから、災害により停電又は断水が発生した場合でも、給水などの公的支援が届くまでの一定期間（3日以上）各透析医療機関が自力で透析を継続できるよう非常用自家発電設備及び給水設備を整備することが重要である。しかし、今回の対応を通じて、県内の透析医療機関の大部分がおおむね1日分の透析に要する水しか確保できておらず、電源の確保も不十分であることが分かった。

そのため、非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（国庫補助事業）において、透析医療機関を補助対象に追加するとともに、次に発生する災害に備え迅速に防災力を強化するため、補助率を3／4にしていきたい。

なお、今回の対応を通じ、高層階に受水槽があるケースでは、給水支援が困難であったことを踏まえ、地面上又は地上1階に受水槽及びその関連設備を設置する場合に限り補助対象とすることが適当と考えられる。

おって、「なりわい再建支援補助金」では、元々あった設備等の復旧が対象となるため、このような追加整備は対象とならないものと認識している。

6 県・市町村における災害対応のための継続的な人的支援

【総務省】

要望事項

- 災害復旧事業に係る用地取得、調査・設計や工事の実施などの膨大な業務が生じるため、中長期の人員体制確保への支援
- 特に、土木職員や農業土木職員、建築職員をはじめとした技術職員確保への支援

【現状・課題等】

1 中長期応援職員派遣要望状況

①市町村要望

- ・ 11市町村において、合計193名の派遣要望ニーズあり（令和8年9月15日時点）

②熊本県要望

- ・ 技術職55名、事務11名を派遣要望（令和8年9月15日時点）

※ 本県としては、全国的な技術職員の不足に加え、毎年、災害が多発しており、多くの技術職員が被災地に派遣されている状況であることを踏まえ、被災市町の業務支援や当該市町に派遣される応援職員のマネジメントなどを行うことで、県と市町が一体となって復旧・復興に取り組むこととしている。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
中長期の人員体制確保への支援	・ 総務省、全国知事会、全国市長会・全国町村会による中長期職員派遣制度 ・ 復旧・復興支援技術職員派遣制度	中長期の人員体制確保への支援 特に、土木職員や農業土木職員、建築職員をはじめとした技術職員の確保への支援	【県分】 115人の県外団体への派遣要望に対し、109人を派遣調整 【市町村分】 206人の県外団体への派遣要望に対し、169人を派遣調整

3 要望の内容

急速な人口減少に伴う人材不足等により、県・多くの市町村で職員確保が課題となっている状況にあって、過去の大規模災害からの復旧・復興を進めているなか、今回の災害が発生した。

発災からこれまでの復旧期において、延べ3.6万人（令和8年9月15日時点）を超える対口支援団体等からの短期応援職員の派遣を調整いただき、避難所運営や住家被害認定調査、罹災証明書の申請受付・交付などの業務支援により、被災市町村における早期の復旧を力強く後押しいただいているところ。

今後、復旧・復興が本格化していく局面では、県、市町村ともに、災害復旧事業に係る用地取得、調査・設計や工事の実施などの膨大な業務が生じるため、中長期の人員体制確保への支援をお願いしたい。特に、復旧・復興に向けて不足が見込まれる土木職員や農業土木職員、建築職員をはじめとした技術職員の確保への支援をお願いしたい。

7 大規模災害時における応援職員等の活動及び派遣経費に係る災害救助法の弾力的な運用

要望事項

【内閣府】

- 自治体職員、DWA T、DMA T、DPA T等が円滑かつ迅速な救助活動を実施できるよう災害救助法の弾力的な運用
- ・ 災害救助活動に不可欠な本部業務、情報収集、報告書作成等の業務も対象に追加
 - ・ 活動場所に関わらず、活動目的に即した対象の適否判断
 - ・ 被災状況や支援ニーズの変化に伴う合理的・回避困難なキャンセル料も対象に追加

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

今般の災害では、被災自治体のみでの対応が困難となり、自治体職員、DWA T、DMA T、DPA T等による広域的な応援を受け、避難所運営、医療・福祉支援等を実施している。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①本部・調整業務等を対象に追加	避難所等における直接的な救助活動が対象であり、本部・リエゾン業務、情報収集、協議・調整、引継ぎ、報告書作成等は対象外となる場合がある。	直接的な救助活動に不可欠な本部・リエゾン業務、情報収集、協議・調整、引継ぎ、報告書作成等も対象とすること。	—
②活動目的に即した判断	同一の目的で行う活動でも、避難所以外の庁舎、医療機関、福祉施設等の活動場所によって、対象・対象外が区分される場合がある。	活動場所ですべてに判断せず、被災者の生命・身体の保護、避難生活の維持及び応急救助の継続に必要な活動かという活動目的に即して判断すること。	—
③合理的かつ回避困難なキャンセル料を対象に追加	実際の派遣に要した経費が対象であり、派遣の中止・変更に伴う交通機関、借上車両、宿泊施設等のキャンセル料は、原則として対象外となる。	円滑かつ迅速な救助活動に必要な臨機応変な派遣調整を可能とするため、派遣元の責めに帰することのできない事情により発生した合理的かつ回避困難なキャンセル料も対象とすること。	—

3 要望の内容

- ①② 大規模災害時における円滑かつ迅速な救助活動を確保するため、自治体職員、DWA T、DMAT、DPAT等が行う本部・調整業務その他の直接的な救助活動に不可欠な業務について、活動場所にかかわらず、その内容及び必要性を踏まえて災害救助法の対象とするなど、実態に即した弾力的な取扱いをお願いしたい。
- ③ 被災状況や支援ニーズの変化に応じた機動的な派遣調整を可能とするため、派遣元の責めに帰することのできない事情により発生したキャンセル料についても、必要かつ合理的な範囲で同法の対象としていただきたい。

8 警察活動に係る経費及び被災した警察施設の復旧に係る財政支援

【警察庁】

要望事項

- 警察の災害警備活動に必要な経費に対する十分な財政支援
- 機動隊員の超過勤務手当に対する十分な財政支援
- 被災した警察施設の早急な復旧に向けた特別な財政支援等

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等（令和8年9月15日時点）

警察施設の被害状況

警察本部・警察署：11施設、交番・駐在所：20施設、宿舍：12施設

※ 復旧に係る総事業費は精査中

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①警察の災害警備活動に係る国庫補助金の予算の確保	補助率は原則として警察官数等の基準となる事項から算定した所要額の1/2（予算の範囲内において補助）	災害警備活動に係る国庫補助金の確実な予算措置	熊本県からの申請額を踏まえた予算措置
②捜索活動等を実施した機動隊員の手当の全額国庫補助	大規模な災害における警備のための出動に係る機動隊員、管区機動隊員等の超過勤務手当の所要額を補助	機動隊員の超過勤務手当の全額補助	左記同様
③被災した警察施設の補助対象施設の拡大、補助率の嵩上げ等	補助率は1/2で、既存施設の改修工事や交番・駐在所の整備は補助の対象外、原形復旧の原則	・補助対象施設の拡大 ・補助率の嵩上げ（2/3） ・補助対象の拡大（改良復旧費用まで拡大）	・対象施設の拡大 ・補助率の嵩上げ（2/3）

3 要望の内容

- ① 全国から延べ2万人を超える警察災害派遣部隊の応援を受け、捜索活動や交通対策、犯罪抑止対策等に取り組んでいるところ、活動に伴う車両等の燃料や災害警備用資機材等に係る費用の負担が極めて過重となることから、平成28年熊本地震と同様に国庫補助金による負担軽減措置をお願いしたい。
- ② 救出救助活動、安否不明者の捜索活動等を実施した機動隊員の超過勤務手当に多額の経費を要することから、平成28年熊本地震と同様に全額国庫補助による負担軽減措置をお願いしたい。
- ③ 治安を維持する上で被災した警察施設の早急な復旧が必要不可欠であるところ、修繕工事費等に多額の経費を要すると見込まれることから、平成28年熊本地震と同様に補助対象施設の拡大及び補助率の嵩上げによる負担軽減措置をお願いしたい。
併せて、被災前の原形復旧が原則のところ、今回の甚大な被害及び警察施設が災害対応の重要な拠点であることに鑑み、補助対象をより耐震性に優れた改良復旧費用まで拡大をお願いしたい。

9 被災したこどもに対する心のケア等及びDV被害女性への支援

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省】

要望事項

- こどもたちの心のケアに対する取組みへの支援等
- こどもたちが安心して過ごすことのできる教育活動に向け、増大する教職員の業務負担軽減のための加配等の措置
- 地震後のストレスによる女性へのDV等増加に対応するため、民間シェルター開設費への国庫補助制度の創設

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ① 被災したこどもが抱えるリスクを早期に把握するため、乳幼児健診での「こころとからだの相談問診票」の活用や、避難所、保育所、学校等にチラシを配布するなど早期のスクリーニング・支援対応を行っているが、被災後のストレス状態・環境変化は長期化が予想されることから、元通りの生活に戻るまで息の長い取組みが必要。
また、こどもたちは、被災していなくとも、災害の経験、印象が深く残りやすいため、きめ細やかな対応が必要。
- ② 再開後の公立学校において、今回の被災で家庭環境が大きく変化した児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援が必要であり、追加配置が急務となっている。
 - ・配置時間：28,863時間（R8当初分27,963時間＋追加分900時間）
 - ・総事業費：156百万円（R8当初分151百万円＋追加分5百万円）
- ③ 児童生徒の心のケア、学力保障等への対応
 - ・総事業費：89百万円
- ④ 災害後は、DV被害を受ける女性が増える傾向にあり、また、地震で被災した民間シェルターもある状況。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①こどもの心のケア活動への支援等	※1 ※2	継続的な支援	※2
	心のケア事業費補助金 (初年度) 補助率10/10	被災者等の心のケアを行う「こころのケアセンター」運営のための継続的な支援	心のケア事業費補助金 (初年度) 補助率10/10 (翌年度以降) 補助率3/4
②スクールソーシャルワーカー（SSW）の全額国庫補助による追加配置	補助率1/3	通常配置分(1/3)と地震による追加分(10/10)の確実な財政支援	—

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
③-1 小中学校に加配措置、国庫補助率嵩上げ及び人的増員に要する諸経費	・ 補助率1/3 ・ 人的増員に要する諸経費への補助なし	30人分の加配に対する確実な地方交付税措置や国庫補助率の嵩上げ（10/10）等を通じた地方負担の軽減	平成28年度は74人分の加配に対し地方交付税措置
③-2 県立学校に加配措置、国庫補助制度の創設及び人的増員に要する諸経費	—	10人分の加配に対する確実な地方交付税措置や国庫補助制度の創設等を通じた地方負担の軽減	平成28年度は1人分の加配に対し地方交付税措置
④DV被害女性を一時保護する民間シェルター開設費への財政支援	—	国庫補助制度の創設 補助率10/10	—

※1 こども家庭庁において、令和8年熊本地震で被災したこどもの心の負担軽減や回復等に資するこどもの居場所づくりに関する経費の補助について、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業（補助率10/10）」を創設。

※2 平成28熊本地震において、被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する相談体制の確保に係る経費については、母子保健医療対策総合支援事業（母子保健衛生費補助金：補助率3/4）の対象となっており、今回も同様の措置あり。

3 要望の内容

- ① 「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」により、被災したこどもの居場所づくりへの支援が拡充されたが、支援者等を対象にした研修なども対象としていただくとともに、来年度以降の長期的なケアについて継続的な支援をお願いしたい。
また、県や市町村、こども支援団体・NPO等が行う被災後のこどもの心のケアに関する活動をはじめ、被災者等の心のケアの拠点となる「こころのケアセンター」への継続的な支援をお願いしたい。
- ② SSWの配置は、いじめ・不登校等の未然防止及び解消に顕著な効果があり、高いニーズがある。とりわけ、被災した児童生徒の生活環境の改善は喫緊の課題であることから、「SSW活用事業」について規模を拡大する必要がある。
今回の被災により家庭環境が大きく変化した児童生徒も多く、福祉面を中心とした関係機関との連携を図るSSWの効果も高い状況であるため、通常分（1／3）と地震分（10／10）の追加措置についての確実な財政支援をお願いしたい。
- ③ 被災した児童生徒の心のケア、学力保障のための学習支援や学習環境の整備及び地域や関係機関との連携のために教職員等の増員が欠かせない状況にあることから、加配措置と共に確実な地方交付税措置や国庫補助率の嵩上げ（10／10）、国庫補助制度の創設等を通じた地方負担の軽減をお願いしたい。
- ④ 民間団体が運営するシェルターの費用は県単独で支援を行っているが、地震後の急増するニーズに応えていくためには、既存シェルターが被害を受けた場合の代替場所の確保や新たに開設するシェルター（追加分）に対し、行政からの手厚い支援が必要であるため、国庫補助制度の創設（補助率10／10）をお願いしたい。

10 大規模災害発生に備えた避難所環境の整備・強化

【内閣府】

要望事項

- 今後の大規模災害発生に備えた避難所環境の整備・強化（空調設備整備、非常用電源整備、水の確保等）に対する特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

令和8年熊本地震では、連日の大変厳しい酷暑・猛暑が続く中、最大で466か所の避難所に、10,467人が避難し、厳しい避難生活を余儀なくされた。

避難所の環境改善については、発災後、国のプッシュ型による支援物資（スポットクーラー、電源車、水・食料等）が避難所に順次発送されるとともに、関係団体等と連携した避難者への保健・医療支援、熱中症予防、エコノミークラス症候群対策等が行われている。

今回の地震でも明らかとなったように、このような避難所環境の整備については、本来的には大規模災害の発生前に行っておくべきところ、緊急防災・減災事業債等の地方負担が発生することから、市町村における整備が進んでいないところである。

＜避難所環境の整備状況（R6.11.1時点）＞ (単位：%)

	空調設備		非常用電源	水の確保状況	
	冷房機器	暖房機器		飲料水	生活用水
本 県	79.9	79.3	60.0	71.1	31.6
全国平均	74.3	77.9	61.1	68.7	22.2

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①緊急防災・減災事業債（地方債）	交付税算入率 7/10	・ 交付税算入率の拡充 ・ 避難所整備に係る新たな国庫補助制度の創設	
②緊急防災・減災事業（特別交付税）	交付税措置率 7/10	・ 交付税措置率の拡充 ・ 避難所整備に係る新たな国庫補助制度の創設	

3 要望の内容

- ①② 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨に加え、今回の令和8年熊本地震に見舞われた本県として、今後、大規模災害が発生した場合においても、県民が安全・安心して避難生活を送ることができるよう特別交付税の算入率及び措置率の拡充や、避難所環境の整備・強化に係る新たな国庫補助制度の創設をお願いしたい。

1 1 大規模災害発生時におけるエネルギー確保に向けた支援

【経済産業省、環境省】

要望事項

○ 避難所等における自立分散型再エネ電源等の整備に向けた特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

令和8年熊本地震では、最大4万9千戸が停電し、発災から3日後の7月31日に高压線が復旧したが、その間、酷暑のなか避難所での厳しい避難生活を強いられることとなった。一方、家庭においても家屋被害が軽微であるにも関わらず、停電の影響によりやむなく避難所での避難や車中泊避難を選択した事例も少なからず存在した。

避難所等や家庭において再エネ電源等を整備することで、平時は脱炭素電源として活用しながら、災害により停電した場合は非常用電源として活用することができるが、本県においては、約1,300か所の避難所等のうち、315か所にしか再エネ電源等の整備がなされていない。

現在、国においては、「地域レジリエンス・脱炭素を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」として、避難所等における再エネ電源等の導入（補助率1/2等）を進めている。一方、家庭におけるレジリエンス強化のための再エネ電源等の整備については国庫補助制度がない状況。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
避難所等における自立分散型再エネ電源等の整備に向けた特別な財政支援	地域レジリエンス・脱炭素を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（補助率1/2等）	（避難所等） 国庫補助率の嵩上げ 市町村：1/2→10/10 県：1/3→10/10 （家庭） 国庫補助制度の創設	—

3 要望の内容

二度の大地震を経験した本県として、今後の大規模災害発生に伴い停電した際においても、県民が安心して避難又は自力で命をつなぐことができるよう、避難所等における再エネ電源等の導入に必要な国庫補助率の嵩上げをお願いしたい。また、家庭向けの国庫補助制度の創設をお願いしたい。

12 被災家屋等の解体、災害廃棄物の処理に向けた支援

要望事項

【環境省】

- 今後本格化する被災家屋等の公費解体、撤去等に伴う災害廃棄物の円滑な処理のための特別な財政支援
- 災害廃棄物の円滑な処理に向けた技術的支援及び人的支援の継続

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ・住家被害 71,518棟（うち全壊：2,291棟、大規模半壊：801棟、半壊6,448棟）
※令和8年9月25日時点
- ・災害廃棄物発生量 60～100万トン（推計値）
- ・公費解体棟数 6,000～13,000棟（推計値）
- ・総事業費 精査中

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

災害等廃棄物処理事業費補助金

	特定非常災害（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨）	激甚災害（令和7年8月豪雨）	通常災害
対象市町村	被災市町村	被災市町村	被災市町村
国庫補助率	50%	50%	50%
地方財政措置	(1) 災害対策債（充当率100%）の発効要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に参入 (2) 災害対策債の発効要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	地方負担分の80%に加え、残りの20%について災害対策債（充当率100%）により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置	地方負担分の80%について特別交付税措置
合計（補助+地財）	97.5%	95.7%	90%
災害廃棄物処理基金	事業費が標準税収入の一定の割合を超えた市町村は基金（国補助）による更なる軽減措置有※基金は県に設置	—	—
半壊家屋の解体	対象	対象外	対象外

□ 既措置済み □ 今回要望

【特定非常災害】	
国庫補助金:50%	災害対策債100% 特別交付税措置:47.5% （国庫補助を除いた部分の95%） 2.5%
税収の0.5%相当額 左記（税収0.5%）を除いた部分の10% 災害廃棄物処理基金 （事業費の2.5%－税収0.5%相当）×90%	

3 要望の内容

被災市町村の負担の最小化を図るため、平成28年熊本地震と同様の特別な財政支援をお願いしたい。

また、仮置場の運営や公費解体、災害廃棄物の処理に係る技術的支援や人的支援など、円滑な事業の実施のため、継続的な支援をお願いしたい。

13 被災者の住まいの再建への支援

【内閣府】

要望事項

- 足もとの物価動向等を踏まえた応急修理の費用限度額の引上げ等の特別な財政支援
- 応急修理の対象範囲である「最小限度の部分の修理」の見直し
- 応急仮設住宅入居後の応急修理の申し込みを認める等の弾力的な運用
- 自宅敷地内への建設型応急住宅の設置に係る判断基準の明示や弾力的な運用

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

住家被害 71,518棟（うち全壊：2,291棟、大規模半壊：801棟、半壊6,448棟）
※令和8年9月25日時点

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
① 応急修理の費用限度額引上げ等	「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」 半壊以上：757,000 円以内 準半壊：367,000 円以内 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」 基準額：56,400円	被災者の負担軽減を図るため、近年の物価や労務費の高騰、施工実態も踏まえた費用限度額の引上げ等	半壊以上：576,000 円以内 準半壊：対象外 —
②-1 応急修理の対象範囲の見直し	対象となる修理内容が非常に細かい複雑に設定	被災自治体職員の事務負担が非常に大きいため、「最小限度の部分の修理」に限定された対象範囲の見直し	—
②-2 応急修理の弾力的な運用	既に応急仮設住宅に入居している被災者は、応急修理を申し込むことができない	先に応急仮設住宅に入居した場合であっても、応急修理の申込みができるよう見直し	—
③ 自宅敷地内への建設型応急住宅の設置に係る判断基準の明示等	設置可否の判断に当たっては、個別事情を整理し、あらかじめ内閣府に個別協議の上、判断される	設置可否に係る一定の判断基準を定めていただき、疑義が生じたものを内閣府に個別協議する等の弾力的な運用	—

3 要望の内容

- ① 住宅の応急修理は、平成28年熊本地震で約33,000件、令和2年7月豪雨で約2,200件、令和7年8月豪雨で約1,400件（令和8年6月30日現在）と利用件数が非常に多い制度であるが、近年の物価高騰や労務費の上昇に加え、住宅の高性能化に伴い修理費用が高額化していることから、費用限度額の引上げをお願いしたい。

なお、令和2年7月豪雨の半壊以上の実績ではあるが、約9割のケースで限度額以上の修理費がかかっており、本制度のみで、床、壁、住宅設備等の修理をすべて実施できる事例は少なく、多くの被災者は自費で別途修理を行っているのが実情である。

また、住宅の緊急修理は、緊急対応として8月6日から27日までに、八代市、宇城市、氷川町で381軒の施工を実施したところ。施工現場では当初の想定以上の作業員（7～8人程度）が必要となるケースが多く、基準額と実態との間に乖離があることから、基準額の引上げをお願いしたい。また、基準額を超えた分について市町村の独自支援により対応している自治体があるため、こうした自治体の負担軽減に向けた財政支援をお願いしたい。

- ② 日常生活に必要な最小限度の部分のみを応急的に修理するものとされ、その対象が詳細に定められているため、被災者への説明や施工業者との調整等に時間を要し、被災自治体職員の事務負担が非常に大きく、災害時の迅速な被災者支援の隘路となっている。そのため、現在の基準で標準的な設備であれば認めるなど、現行の「最小限度の部分の修理」に限定された対象範囲を見直していただきたい。

また、応急修理制度利用者の応急仮設住宅への入居については、令和2年7月の内閣府通知により認められたものの、令和7年7月の改正により、既に応急仮設住宅に入居している被災者は、応急修理を申し込むことができない制度とされた。被災者は、まず安心して生活できる一時的な住まいを確保した上で再建方法の検討に着手するのが一般的であり、現行制度では、再建の遅れにつながるおそれがある。このため、先に応急仮設住宅に入居した場合であっても、応急修理の申込みができるように見直すなど弾力的な運用をお願いしたい。

なお、令和2年7月豪雨時は、応急仮設住宅入居後の応急修理申込みが可能であったが、応急仮設住宅を先に申し込んだ約7割の世帯も応急修理完了が遅くなることはなく、修理完了後は速やかに退去されている。

- ③ 自宅敷地内への建設型応急住宅の設置については、「被災者の自宅敷地内への建設型応急住宅の設置について」（令和8年8月14日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）事務連絡）により、被災者の個別の事情、敷地の状況、経済合理性等を個別に判断した上で、設置することを認めていただいているところ。

設置可否の判断に当たっては、被災者への個別事情の聴取、敷地状況等の内容を整理し、被災者ごとに個別に内閣府協議を行っているが、内閣府への協議後、さらに詳細な事情の聴き取りが発生する等、迅速な被災者支援に支障をきたし、被災自治体職員の事務負担も非常に大きなものとなっている。また、個別の事情を判断する上での基準が明確に示されていないことから、基本的には全ての相談案件を内閣府に協議しているところ。

自宅敷地内への建設型応急住宅の設置を円滑かつ迅速に進めるためにも、当該個別事情に係る一定の判断基準をお示しいただいた上で、個別事情の判断が困難なものに限定して内閣府協議を行うことを認める等の弾力的な運用をお願いしたい。

1 4 住宅耐震化支援事業の予算総額確保及び補助上限額の嵩上げ

【国土交通省】

要望事項

- 被災住宅等の耐震診断・耐震改修工事等（補強設計・工事監理含む）に関する補助の予算総額の確保及び補助上限額の嵩上げ

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ・住家被害（9月25日時点）は、71,518棟（推計値。うち、全壊2,291、大規模半壊801、半壊6,448）。
- ・被災した住宅等の耐震診断、耐震改修工事等に対する支援は、年間約1,000件程度、令和13年度までの6年間で約50億円程度を想定している。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①耐震診断	防災・安全交付金 (補助対象経費の1/3)	予算総額の確保	—
②耐震改修工事等	防災・安全交付金 (補助上限額575千円/件)	予算総額の確保 補助上限額の嵩上げ	—

3 要望の内容

- ①② 今回の地震により、約7万棟の住家が被災した。住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、被災箇所の修繕、耐震化工事が必要である。

政府地震調査委員会の長期評価において、日奈久断層帯の日奈久区間及び八代海区間は、今後30年以内にマグニチュード7級の地震発生の可能性が最も高いランクに位置付けられている。今回の地震で活動した断層は、日奈久断層帯の一部であると評価されており、今後被害をもたらす地震発生の可能性を早急に調査することとされていることから、将来的に再び大きな地震が発生することも想定する必要がある。このため、耐震改修工事等の切迫性が高まっており、当該断層帯に近い県南地域では、耐震診断や耐震改修工事の需要は大幅に増えることが見込まれることから、予算の総額確保が必要である。

一方、現行の補助制度では、住宅の耐震化を総合的に行う場合について、補強設計費、工事監理費、耐震改修工事費が補助対象とされているものの、補助上限額は、耐震改修工事費の2/5以内かつ575千円であることから、耐震改修工事費のみならず補強設計費及び工事監理費に十分に充当ができていない。

このため、被災者の負担は非常に大きく、今後の復旧や耐震化を躊躇させる一因となることが想定される。

これらを踏まえ、住宅の復旧及び耐震化を着実に推進するため、事業に対する予算総額の確保を図るとともに、設計や改修工事費等に係る補助上限額の嵩上げをお願いしたい。

15 復興まちづくりに係る支援

要望事項

【国土交通省】

- 復興まちづくりを着実に推進するための技術的助言及び財政支援
- 被災した土地区画整理事業区域内における復旧への十分な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ① 今回の地震により、被災した市街地・集落においては、多くの家屋が倒壊するとともに、道路・公園等の公共施設にも甚大な被害が生じている。これらの地域において安全・安心な復興まちづくりや集落再生を図るためには、国の支援を受けながら新たな将来像を描く復興まちづくり計画を策定していく予定である。
- ② 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業地内においては、地震により区画道路の路面クラックや宅地擁壁の傾き等の被害が発生している。
※（総事業費）約500百万円（9月15日時点 ※現在調査設計中であり、金額は未確定）

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①復興まちづくりに関する支援	—	復興まちづくりに必要な技術的助言及び財政支援	—
②土地区画整理事業の復旧事業への財政支援	都市再生区画整理事業	復旧に向けた財政支援	—

3 要望の内容

- ① 被災市町の復興まちづくりを着実に推進するため、今後策定する復興まちづくり計画の実現に向け、技術的助言及び財政支援をお願いしたい。
- ② 今回の地震により、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業で整備した区画道路及び宅地において、路面のクラックや、擁壁の傾き・開き等が多数発生している。
区画道路や擁壁の復旧には多額の費用が必要となるが、復旧費用における地方負担が過大となる。
そのため、令和8年熊本地震により発生した道路・擁壁等の復旧費用を含め、引き続き、十分な財政支援をお願いしたい。

16 地域コミュニティ再生への支援

要望事項

【総務省、文部科学省】

- 地域コミュニティの再生のために必要となる地域コミュニティ施設・用具等の復旧に要する経費や、建替及び修繕に要する経費に係る特別な財政支援
- 被災した消防団の詰所・消防車両等の復旧に要する経費に係る特別な財政支援
- 被災した私立博物館の復旧に要する経費に係る特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ① 今回の地震により、地域における憩いの場や地域防災の場として長年利用・維持管理されてきた地域コミュニティ施設・用具等が被害を受けている（下表の数値は令和8年9月15日時点）。

区 分	被災件数	被害額（億円）	備考
地域コミュニティ施設・用具等	1,164	25.8	用具等については調査中

- ② 消防団の詰所・消防車両等が被災し、使用できない状態となっている（令和8年9月4日時点）。

・ 詰所 33箇所 ・ 消防車両 13台
 ・ 車両格納庫 120箇所 ・ 防火水槽 42基 ・ 消火栓 17基

- ③ 私立博物館1件が被害を受けている。（被害額は調査中）

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①地域コミュニティ施設・用具等の復旧に係る国庫補助制度の創設	—	国庫補助制度の創設	—
②消防団の詰所・消防車両等の復旧に係る国庫補助制度の創設	—	国庫補助制度の創設	—
③私立博物館の復旧に係る国庫補助制度の創設	—	国庫補助制度の創設	—

3 要望の内容

- ① 地域コミュニティ施設は地域の憩いの場であり、地域防災の場としても重要である。被災した施設・用具等の復旧は、被災地域住民等の自己負担のみでは困難であるため、特別な財政支援をお願いしたい。
- ② 消防団の詰所・車両等は、地域の安全・安心に必要不可欠であり、被災地域の消防機能の回復のため、特別な財政支援をお願いしたい。
- ③ 私立博物館は公立博物館と同様に地域における文化的役割を担う重要な施設であることから、特別な財政支援をお願いしたい。

17 医療保険・介護保険の一部負担金・利用料、保険料（税）の免除等に対する財政支援

要望事項

【厚生労働省】

- 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金免除並びに介護保険のサービス利用料免除に係る財政支援について、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨と同等の期間まで延長
- 被災した被保険者に対する国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料（税）減免に係る財政支援について、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨と同等の期間まで延長

【現状・課題等】

1 被害の状況等（令和8年9月25日時点）

- ・人的被害：408名　うち死亡38名
- ・住家被害：71,518棟　〈内訳〉全壊：2,291棟、大規模半壊：801棟、半壊6,448棟、一部破損：51,315棟、分類未確定：10,663棟
- ・避難所開設数：32か所（9市町）、避難者数：1,514名（8市町）

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時等
①一部負担金・利用料の免除に対する財政支援	令和8年11月末まで	平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨と同等の期間	H28熊本地震 H28.4.14～H29.9.30 (約18ヶ月間) R2年7月豪雨 R2.7.4～R3.12.31 (約18ヶ月間)
②保険料(税)の減免に対する財政支援	令和8年度分まで	平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨と同等の期間	同上

3 要望の内容

- ①② 令和8年熊本地震により住家の全半壊等の被害を受けた被保険者に対して、保険者が国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金、介護保険の利用料及びそれぞれの保険料（税）を免除等した場合、国から保険者に対し免除額等に対する財政支援を講じていただいているが、度重なる甚大な災害に見舞われた被災者の生活再建を後押しするため、当該支援を平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨と同等の期間まで延長していただきたい。

18 ライフラインの早期復旧

【内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

要望事項

- 上下水道等のライフラインの早期復旧のための地方財政措置の拡充等
- 上水道以外の井戸や地域水道施設等の早期復旧のための地域の実情を踏まえた技術的な支援及び特別な財政支援の継続等
- 浄化槽の早期復旧に向けた財政支援の拡充

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

<上水道>

- ・ 被害状況：最大10.8万戸断水
- ・ 総事業費：2,450百万円（災害復旧分）（令和8年8月26日時点）

<集落で管理している井戸等の上水道以外の地域水道施設等>

- ・ 井戸：八代市（水道普及率が県内14市で最低の52.1%）では、約4,500世帯の井戸で被害
- ・ 地域水道施設：被害は確認されているが詳細は調査中。

<下水道等>

- ・ 下水道や集落排水等の集合処理施設では、処理場、管渠等に甚大な被害が発生し、被害総額は約366億円に上っている。（令和8年8月27日時点）
- ・ 処理場においては、水処理施設の一部損傷のほか、管渠のズレやクラックに伴う漏水等、多数の被害が確認された。
- ・ 浄化槽についても、槽本体や配管の破損による漏水や、ブロー配管の損傷による曝気不能等の機能不全も発生しており、被害基数は1,226基（令和8年9月11日時点）に及んでいる。

○下水道の被害額

市町村名	被害施設	被害額 (百万円)
熊本市	管渠等	1,715
八代市	処理場、管渠	17,499
宇土市	管渠	518
宇城市	処理場、管渠	6,790
氷川町	管渠	6,620
天草市	ポンプ場	15
合志市	処理場	5
御船町	管渠	1,140
益城町	処理場	420
県流域下水道	管渠	1,210
合計		35,932

○集落排水施設の被害額

市町村名	被害施設	被害額 (百万円)
熊本市	処理施設、集水施設	41
宇城市	処理施設、集水施設	618
合計		659

○浄化槽の被害

区分	被害基数	
	取替え	修繕
合併浄化槽	43	578
単独浄化槽	36	569
合計	79	1,147

※熊本市は令和8年9月30日時点

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

	項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
上下水道等	①上下水道に係る災害復旧事業の地財措置の拡充	元利償還金に対する一般会計繰出金の50%を特別交付税措置	財政規模に対し過大な地方負担が生じる自治体を対象に交付税措置を普通交付税95%に拡充	能登半島地震では、「地方負担額/営業収益」が100%を超える事業を対象に、交付税措置を95%に拡充
	②下水道等に接続する宅内配管の復旧に係る支援	—	上水道復旧と同様のコールセンターの設置	—
飲用井戸・民営水道施設	③飲用井戸の復旧に対する技術的支援・財政支援	—	支援の継続及び着実な実施	—
	④民営水道施設の復旧に対する財政支援	—	特別な財政支援	補助率 1/2又は8/10 (復興基金で対応)
浄化槽	⑤個人設置型浄化槽の早期復旧に向けた財政支援の拡充	循環型社会形成推進交付金浄化槽設置整備事業災害復旧事業 ※補助率1/3→1/2への 嵩上げ要件あり	補助率1/3→1/2への嵩上げ要件の適用除外	補助率 1/2に嵩上げ



水道管の被害



井戸復旧の様子

出典：令和8年8月28日国土交通省報道資料
「令和8年熊本地震における水道施設の応急復旧完了のお知らせ」

出典：令和8年8月31日「熊本県災害対策本部会議 国土交通省報告資料」

3 要望の内容

- ① 現行制度では、上下水道に係る災害復旧事業の地方負担には地方公営企業災害復旧事業債を充当し、その元利償還金に対して一般会計が繰出を行った場合に繰出金の50%の特別交付税措置がなされているが、甚大な被害を受けた自治体の財政負担の軽減のために、補助災害復旧事業債を適用し、能登半島地震同様に、普通交付税措置95%に拡充いただきたい。

- ② 今回の地震での下水道、集落排水及び浄化槽の被害を受け、管工事業の需要が拡大し、被災した宅内配管の復旧工事に着手できない状況が想定される。

宅内配管の損傷は、被災者の生活環境の悪化を招くとともに、土壌への影響も懸念されることから、早期に復旧する必要がある。

上水道については国においてコールセンターを設置いただいているところであるが、下水道等に接続する宅内配管についても早期復旧支援に係るコールセンターを設置いただきたい。

- ③ 被災地における重要な生活基盤である飲用井戸において、詰まる、濁りが生じる、水が出ない等の不具合が生じる中、政府には発災早期から支援をいただき、支援パッケージにおいても、被災井戸に対する洗浄・補修等に係る掛かり増し経費への支援等、手厚い支援を盛り込んでいただいたところである。

飲用井戸の復旧は、被災者の生活再建のために不可欠であることから、引き続き、技術的な支援及び財政支援の着実な実施をお願いしたい。

- ④ 被災地のうち水道未普及地においては、集落や住民の組合で管理している水道施設により生活用水を賄っている地域も多く存在する。これら民営の水道施設も地域の生活に不可欠なインフラとなっていることから、公共土木施設の災害復旧と同様に、災害復旧費等に対する特別な財政支援をお願いしたい。

- ⑤ 個人設置型の浄化槽の復旧については、循環型社会形成推進交付金(災害復旧事業)を活用することで、協議により交付対象事業費の全額を交付金の交付対象とすることが可能になり、また、一定の要件を満たせば、補助率が1/3から1/2に嵩上げされる等、被災地に寄り添った制度改正が行われてきた。

しかし、補助率の嵩上げには「特定非常災害に指定されること」に加え「市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じると見込まれる事業」であることが要件となっており、被災した市町村によっては、この要件が満たされない場合、財政負担が大きな課題となる。

そのため、補助率嵩上げに係る要件のうち「市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じると見込まれる事業」の適用除外をお願いしたい。

19 公共土木施設等の早期復旧

【総務省、国土交通省】

要望事項

- 公共土木施設等の災害復旧事業における財政支援及び従前の機能・安全性の向上に資する改良復旧を含む最大限の支援
- 災害査定や復旧における事業監理に係る技術的助言及び特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ・ 令和8年熊本地震により、公共土木施設全体では2,191箇所、被害総額約1,567億円に及ぶ甚大な被害を受けた。
- ・ 道路では、路面陥没や隆起、落石等が発生し、県管理道路で最大26箇所が全面通行止めとなったほか、八代鏡線植柳橋が一部落橋するなど橋梁にも甚大な被害が発生した。また、河川や海岸施設においても護岸のひび割れなどの被害が発生し、港湾施設では、八代港で岸壁の亀裂・沈下、液状化が発生するなど、多数の被害が確認された。

○被害の概要（令和8年8月27日時点）

種 別	河川	道路	橋梁	港湾	その他	計	H28 熊本地震
箇所数(箇所)	288	754	137	125	887	2,191	3,556
被害額(億円)	492	135	163	255	522	1,567	1,454

※熊本市の施設被害を含む ※箇所数及び被害額ともに調査中であり、変更の可能性あり

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①公共土木施設等の早期復旧	国庫補助2/3（公営住宅は1/2）、地方財政措置	予算総額確保	予算総額確保
②改良復旧事業の採択	国庫補助1/2 地方財政措置	改良復旧事業の積極的な採択	提案事業について、全て採択
③災害査定や復旧における事業監理に係る支援	—	災害査定や復旧における事業監理に係る技術的助言及び特別な財政支援	—

3 要望の内容

- ① 令和8年8月7日には、「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定され、激甚災害の指定により国庫補助率の嵩上げ措置が公表されるなど、特別な財政支援が早期に公表された。
今後、被災した公共土木施設等の迅速な復旧・復興を着実に進めるため、必要となる予算の総額確保をお願いしたい。
- ② 令和8年熊本地震からの復旧・復興を真に実現するためには、再度災害を防止する観点から公共土木施設の原形復旧の災害復旧事業のみならず、横江大橋などの橋梁等の災害復旧における「改良復旧事業」の積極的な採択をお願いしたい。

- ③ 令和8年熊本地震により甚大な被害が発生した八代市、宇城市、氷川町などでは、技術職員が不足しており、災害査定に係る資料作成にも十分に手が回らない状況である。更に今後、本格的な復旧に向けて、複数の工事に対する優先順位を明確化した上での事業実施計画の作成や、関係機関との事業間調整などの膨大な業務が必要となり、現状の自治体の体制では対応が困難である。そのため、これらの業務に対して包括的に高度な事業監理の観点から、専門的な知見を有する民間企業を活用できる制度の創設及び特別な財政支援をお願いしたい。

<被災の状況：道路、橋梁、河川、港湾>



20 道路ネットワークの早期復旧及び強靱化

【国土交通省】

要望事項

- 九州縦貫自動車道、南九州自動車道、国道3号の本格的な復旧及び強靱化
- 災害に強い道路ネットワークの早期形成

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ① 九州縦貫自動車道においては、発災直後に植木IC～栗野IC間で通行止めが発生したものの、迅速な復旧作業により発災から17日という短時間で全線が通行可能となった。また、南九州自動車道においても、8月18日までに八代南IC～水俣IC間の通行が可能となった。

しかしながら、橋梁等の構造物に大きな損傷を受けた区間では依然として支障をきたしており、九州縦貫自動車道の宇城氷川スマートIC～八代IC（川田橋付近）での対面通行措置に加え、南九州自動車道の八代JCT～八代南IC（妙見第一橋付近）では現在も通行止めが継続しており、この影響により、国道3号や県道219号等への迂回を余儀なくされている状況が続いている。（令和8年8月25日時点）

また、並行する国道3号では、発災直後から高速道路や主要幹線道路通行止めが発生しているなか、通行を確保しながら応急措置が講じられた。一方で、九州縦貫自動車、南九州自動車道の通行止め等の影響により、慢性的な交通渋滞が発生し、国道3号にも交通が集中するなどの課題も生じた。現在、国道3号は緊急的な応急復旧であるため、早期の本復旧及び将来的な災害リスクに備え更なる強靱化が必要である。

- ② 令和8年熊本地震では、九州縦貫自動車道や南九州自動車道が通行止めとなり、国道3号や県道14号等の周辺道路に交通が集中し渋滞が発生した。災害時における人命救助、緊急輸送、復旧・復興活動及び地域経済を支える物流機能を確保するため、高規格道路と直轄国道が相互に補完し合う「ダブルネットワーク」の構築が極めて重要であることを改めて認識したところ。

熊本県内においては、高規格道路の未整備区間が多く残されており、道路ネットワークの早期形成及び強靱化が必要である。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①九州縦貫自動車道、南九州自動車及び国道3号の本格的な復旧及び強靱化	—	九州縦貫自動車道の宇城氷川スマートIC～八代IC間における一部対面通行の解消 （川田橋の早期復旧）	—
		南九州自動車道の八代JCT～八代南IC間の通行止めの解消 （妙見第一橋の早期復旧）	—
		国道3号の早期の本格的な復旧及び強靱化	—
②災害に強い道路ネットワークの早期形成	—	高規格道路の早期整備及び必要な予算の確保	—

3 要望の内容

- ① 九州縦貫自動車道においては、宇城氷川スマートＩＣ～八代ＩＣ間における一部対面通行を解消するとともに、南九州自動車道においては、妙見第一橋の早期復旧により八代ＪＣＴ～八代南ＩＣ間の通行止めを解消し、両路線の早期の本復旧をお願いしたい。
また、国道３号の本格的な復旧及び強靱化をお願いしたい。
- ② 本県においては、中九州横断道路をはじめ、九州中央自動車道や南九州自動車道など、高規格道路ネットワークの整備が着実に進められているところではあるが、災害に強い道路ネットワークの早期形成と強靱化を図るため、これら高規格道路の整備を一層強力に推進いただくとともに、必要な予算の確保をお願いしたい。



宇城氷川スマートＩＣ～八代ＩＣ（川田橋付近）



八代ＪＣＴ～八代南ＩＣ（妙見第一橋付近）



国道３号応急復旧状況（八代市）

2 1 八代港の早期復旧

要望事項

【総務省、国土交通省】

- 直轄港湾等災害復旧事業による施設の早期復旧
- 災害復旧事業対象外の施設復旧に対する特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

八代港では、震度6強の揺れにより、岸壁の変状やふ頭用地の液状化による亀裂・沈下、ガントリークレーンの損傷等、甚大な被害が発生した。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①直轄港湾等災害復旧事業による施設の早期復旧	・国庫負担率2/3 ・地震等の異常な天然現象により生じた災害で、1箇所あたりの工事費が500万円以上であることが条件	直轄港湾等災害復旧事業による施設の早期復旧	—
②災害復旧事業対象外の施設復旧等に対する特別な財政支援	—	災害復旧事業対象外の港湾施設の復旧について、国庫補助制度の創設及び地方財政措置	—

3 要望の内容

- ① 八代港外港地区は、韓国・台湾への国際コンテナ定期航路や神戸への国際フィーダー航路を有しており、県内最大の物流拠点として、南九州の経済・産業活動において重要な役割を担っている。

今回の地震により、岸壁の変状やふ頭用地の液状化による亀裂・沈下、ガントリークレーンの損傷等、多くの施設で甚大な被害が発生し、貨物の荷役及びヤード作業の大半が停止するなど、本県の物流活動に大きな影響を及ぼしているため、直轄港湾等災害復旧事業による施設の早期復旧をお願いしたい。

- ② 今回の地震では、ふ頭用地やガントリークレーン等の荷捌き施設、上屋等の保管施設等、港湾関係起債事業で整備した施設の被害も多数発生している。

港湾関係起債事業で整備した施設については、現行制度では当該施設の復旧に対する国庫補助制度が無く、地方負担が過大となるため、新たな補助制度の創設及び地方財政措置による特別な財政支援をお願いしたい。

【港湾関係災害復旧事業対象施設（赤字）】



ガントリークレーンの被災



荷さばき地の液状化による被災（外港地区）

2 2 公共交通ネットワークの早期復旧

要望事項

【国土交通省】

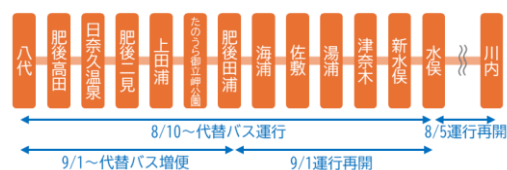
- 肥薩おれんじ鉄道の早期全線復旧のための特別な財政支援
- 肥薩おれんじ鉄道及びＪＲ鹿児島本線の早期全線復旧、九州新幹線の早期の通常ダイヤでの運行再開に向けた交通事業者への支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

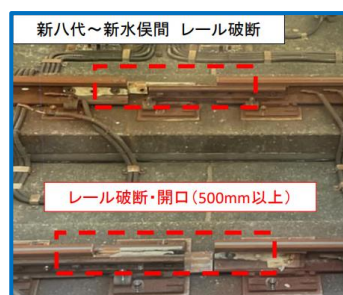
①肥薩おれんじ鉄道

- ・ 地震発災により、96カ所の線路変状、架線断線、乗降場破損等の被害あり。
- 【被害箇所】 軌道土木55箇所、建築26箇所、電気15箇所
- 【被害額】 約10億円（内訳：軌道土木6～7億円、建築1.5億円、電気1.5億円）
- ・ 水俣～川内間は8月5日から運行再開し、鉄道不通区間となっている八代～水俣間は、8月10日から貸切バスによる代替輸送を実施。
- ・ 肥後田浦～水俣間は9月1日から運行再開。八代～肥後田浦間は同日から代替バスを増便。
- ・ 10月中旬の全線運行再開を目指している。



②九州新幹線及びＪＲ鹿児島本線

- ・ 九州新幹線については、熊本駅～新水俣駅間で、土木関係約600箇所、線路関係約300箇所、電力関係約100箇所、新八代駅舎等の被害を受けており、9月18日に熊本駅～新水俣駅間で運行再開となったものの、徐行区間があるなど被災前と同じ運行が難しい状況。
- ・ ＪＲ鹿児島本線についても、宇土駅～八代駅間で、橋りょう変状29箇所、乗降場変状7駅、軌道変状約10km、電柱損傷27本、架線金具損傷約300箇所超、駅内外装損傷2駅等の被害を受け、宇土駅～八代駅間において、8月19日から順次バス代行を実施。また、9月18日からの九州新幹線（熊本駅～新八代駅間）の運行再開に伴い、九州新幹線での振替輸送を実施。10月中旬頃の全線運行再開を目指している。



2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①肥薩おれんじ鉄道の早期全線復旧のための特別な財政支援	1/4補助 (鉄道軌道整備法による災害復旧事業)	国庫補助率の嵩上げ	—
②肥薩おれんじ鉄道及びJ R鹿児島本線の早期全線復旧、九州新幹線の早期の通常ダイヤでの運行再開に向けた交通事業者への支援	—	・肥薩おれんじ鉄道及びJ R鹿児島本線の早期全線復旧、九州新幹線の早期の通常ダイヤでの運行再開に向けた交通事業者への技術的支援の継続 ・代替バスの運行等に対する支援の継続	—

3 要望の内容

今回の地震により、肥薩おれんじ鉄道、九州新幹線及びJ R鹿児島本線においては、施設・設備に大きな被害が発生している状況。特に、経営状況が厳しい並行在来線である肥薩おれんじ鉄道にとって、これらの大きな被害は、令和7年8月豪雨災害に続く被災で、今後の路線維持・事業存続をも脅かすもの。

- ① 肥薩おれんじ鉄道に対して、早期全線復旧に要する応急工事費及び完全復旧に要する経費について、国庫補助率の嵩上げをお願いしたい。
- ② 肥薩おれんじ鉄道及びJ R鹿児島本線の早期全線復旧、九州新幹線の早期の通常ダイヤでの運行再開を図るため、引き続き、技術的支援を行っていただくとともに、バスによる代替輸送等についての事業者との調整等の支援をお願いしたい。

23 教育施設の早期復旧及び就学機会確保等への支援

【内閣府、文部科学省】

要望事項

- 学校及び社会教育施設等の施設・設備（ICT環境含む）の早急な災害復旧等についての十分な財政支援等
- 校舎の損壊又は通学路の損壊、公共交通機関の不通などによる通学支援についての十分な財政支援
- 就学援助等の学習面における経済的負担軽減のための被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）による十分な財政支援
- 全ての公立学校や社会教育施設における空調設備整備への特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ① (1) 学校施設（令和8年9月2日時点）
 - ・被害状況：県立学校64校、市町村立学校290校
 - ・総事業費：算定中 数100億円を想定
- (2) 社会教育施設（図書館、公民館、博物館、体育館、武道館、文化施設等）（令和8年9月11日時点）
 - ・被害状況：246 施設
 - ・総事業費：9,683 百万円
 - ※ 総事業費については、現在調査、設計中のものもあり、今後増加の見込み。
- (3) 設備（備品）（令和8年9月15日時点）
 - ・被害状況：県立学校30校において、転倒等により備品教材等が破損している。
 - ・総事業費：1,245百万円
- ② 市町村立学校における通学支援に要する経費については市町村へ照会中。
- ③ 就学援助等に要する経費については市町村で調査中。
- ④ 公立学校及び社会教育施設（青少年教育施設）の体育館における空調設備設置の状況

・県立高等学校	50校中	0校設置済（ 0.0%）
・県立特別支援学校	20校中	1校設置済（ 5.0%）
・市町村立小中学校	483校中	99校設置済（20.4%）
・市町村立特別支援学校	3校中	0校設置済（ 0%）
・県立青少年教育施設	4施設中	1施設設置済（25.0%）

（R8.5.1現在）

 - ・総事業費： 県立高等学校 約60億円、光熱費：約4億円／年
 県立青少年教育施設（3施設） 約1.5億円

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①-1 学校施設・設備復旧のための確実な予算確保	学校施設・設備の復旧 補助率 原則2/3	確実な予算確保	激甚法に基づき、 学校設置者の財政 状況に応じて補助 率嵩上げ
①-2 特定地方公共団体の指定 外地域の社会教育施設 への災害復旧国庫補助 制度の創設	—	災害復旧国庫補助制度の 創設	—
①-2 特定地方公共団体指定 の基準となる自治体負担 額合算額の対象事業 への公立社会教育施設 災害復旧事業の追加	—	対象事業への追加	—
①-3 学校の設備（備品）復旧 のための確実な予算確保	設備（備品）の復旧に対する 補助 補助率 原則2/3 激甚災害指定による補助率 の嵩上げあり	確実な予算確保	激甚法に基づき、 学校設置者の財政 状況に応じて補助 率嵩上げ
② 通学支援に対する財政 支援	【市町村立学校】 へき地児童生徒援助費等補 助金 補助率1/2	確実な予算確保	補助率1/2
③ 被災児童生徒就学支援 等事業（大規模災害）に よる十分な財政支援	被災児童生徒就学支援等事 業（大規模災害）	確実な予算確保	左記同様
④-1 公立学校の空調設備整備 に対する補助対象の 拡充	避難所指定されている市町 村立学校及び特別支援学校 の体育館空調設備整備の補 助率1/2 ※高等学校は補助対象外	補助対象に高等学校体育 館を追加	—
④-2 社会教育施設の空調設 備整備に対する財政支 援措置	—	支援制度創設等の財政措 置	—

3 要望の内容

- ① 学校施設及び設備に甚大な被害が生じており、完全な復旧までには期間を要することが懸念される。児童生徒の学びの継続と心身の安全を確保するためには、施設・設備の復旧が不可欠であるため、確実な予算措置を講じられるようお願いしたい。

また、今回の地震により、県内246の社会教育施設に甚大な被害が生じ、少なくとも約96億円が必要と見込まれる。

しかし、現行制度では、激甚法に基づく特定地方公共団体の基準に満たない（指定されない）場合は災害復旧補助制度がなく、被害が生じていても補助を受けることができない。社会教育施設が社会に果たす役割は大きく、復興を目指すうえで欠かせない存在であるため、特定地方公共団体の指定外地域の社会教育施設に対する災害復旧費国庫補助制度の創設をお願いしたい。

さらに、公立社会教育施設は、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨、そして今回の地震でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしている。地域における防災拠点としての公立社会教育施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては、特定地方公共団体の基準に該当しない地方公共団体でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公共土木施設等と同様に取り扱っていただきたい。

加えて、今回の災害では、学校施設における設備（備品）にも大きな被害が発生している。被害は広範囲、複数校にわたり、復旧には県立学校では約12億円が必要と見込んでいる。地方負担を軽減するために、確実な予算措置を講じられるようお願いしたい。

- ② 市町村立学校について、今回の地震により、自宅・校舎や通学路の損壊から通学困難な児童生徒がおり、対策を講じる市町村に対し、へき地児童生徒援助費等補助金による十分な財政支援をお願いしたい。
- ③ 被災したことによる世帯の収入減等により、就学が困難となる児童生徒が一定数存在することが想定されることから、児童生徒の就学機会の確保のため、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）による十分な財政支援をお願いしたい。
- ④ 災害発生時、学校施設は地域住民の避難所として重要な役割を担う。しかしながら、避難所となる体育館への空調設備設置率は依然として低く、記録的な酷暑の中、避難所としての活用が難しい状況である。

住民の安全を確保するため、現在、小中学校を中心に進められている空調設備整備の補助対象を拡充し、高等学校を追加いただきたい。

また、社会教育施設についても、災害発生時には避難所や緊急消防援助隊、自衛隊等の活動拠点として重要な役割を担っているが、避難所等として活用される体育館の空調設備設置率は25%（青少年の家4施設中1施設）にとどまっており、夏季の猛暑時における避難者の生活環境の確保が困難な状況にある。このため、避難者の安全・安心の確保や災害対応機能の強化を図る観点から、社会教育施設の体育館への空調設備整備について、特別な財政支援をお願いしたい。

2 4 私立学校施設等の早期復旧、生徒等への支援

要望事項

【内閣府、文部科学省】

- 私立学校施設等の早急な災害復旧のための特別な財政支援等
- 私立学校におけるスクールカウンセラー等の活用に対する補助率の嵩上げ等の特別な財政支援
- 就学援助等の学習面における経済的負担軽減のための被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）による十分な財政支援
- 日本私立学校振興・共済事業団の融資について、平成28年熊本地震と同様の特例制度の創設

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等（令和8年9月14日時点）

・県内の私立学校112校（園）のうち、72校（園）から被災報告あり。

	幼稚園	中学・高校	専修・各種	短大・大学	計
被害校（園）数	11 園	19 校	34 校	8 校	72 校（園）
被害額	51 百万円	556 百万円	1,454 百万円	3,402 百万円	5,463 百万円



私立学校の被害状況（左：大学、中央：高等学校、右：専修学校）

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①-1 私立学校の災害復旧に係る特別な財政支援	幼稚園～大学 1/2 私立特定幼稚園 7/12 (激甚法)	・国庫補助率の嵩上げ、多重被災者への定額補助等によるなりわい再建支援補助金並みの支援 ・仮設校舎リース料を補助対象に追加 ・復旧事業についての柔軟な取扱い	・激甚災害（本激）、適用措置の指定による財政支援※ ・グループ補助金活用可 ・仮設校舎リース料補助対象追加

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①-2 専修学校等の災害復旧に対する国庫補助制度の創設等	—	・専修学校等の災害復旧に対する国庫補助制度の創設や多重被災者への定額補助等によるなりわい再建支援補助金並みの支援 ・仮設校舎リース料を補助対象に追加	・国庫補助制度創設（1/2） ・グループ補助金活用可 ・仮設校舎リース料補助対象追加
②スクールカウンセラー等の追加配置に係る全額国庫補助制度による支援	国1/3、県1/3、学校法人1/3	補助率の嵩上げ（国10/10）や補助単価の引上げ	—
③被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）による十分な財政支援	被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）	確実な予算確保	左記同様
④日本私立学校振興・共済事業団融資に係る特例制度の創設	金利2.8% (R8.9現在)	低利融資の適用 (1～5年無利子等)	左記同様

※ 激甚法1/2（特定私立幼稚園は7/12）に加え、幼稚園～高等学校は、私立高等学校等経常費助成費補助金（国10/10）、大学は私立大学経常費補助金（日本私立学校振興・共済事業団10/10）で1/6を加算。

3 要望の内容

- ① 運営の主たる収入を校納金、経常費補助金で賄っている学校法人等においては、地震により被害を受けた校舎等の災害復旧を図るには経済的負担が大きいため、学校負担がこれまでの大規模災害（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨）と同様に軽減されるよう、私立学校、専修学校に対し、国庫補助率の嵩上げや国庫補助制度の創設及び多重被災者への定額補助などのなりわい再建支援補助金並みの支援をお願いしたい。

また、校舎の被災により実習の実施が不可能となった生徒の早急な就学機会の確保のため、仮設校舎のリース料について、災害復旧補助事業の補助対象への追加をお願いしたい。

さらに、地震により施設の立地する地形・地盤自体に大きな変動や危険が生じている場合は、移転復旧の検討を余儀なくされるケースも想定されるため、安全な場所への移転・建替えによる復旧を認めるなど、柔軟な取扱いをお願いしたい。

- ② 生徒等が一刻も早く通常の学校生活を送ることができるよう、児童生徒の心のケア等には継続的な支援が必要であり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用が不可欠だが、現行の制度では、県1/3、学校1/3の負担が生じている。

被災したすべての私立学校児童生徒が相談できる体制を整えるため、今回の地震に係るスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー追加配置費用に対しては、補助率の嵩上げ等の特別な財政支援をお願いしたい。

- ③ 今回の地震により被災した生徒等の就学機会の確保を図り、就学援助等の学習面における経済的負担軽減のため、被災し家計が急変し就学困難となった世帯に対し、被災児童生徒就学支援事業（大規模災害）の適用による十分な財政支援をお願いしたい。

- ④ 今回の地震により、多くの私立学校施設が被害を受けており、教育環境の復旧には災害復旧工事等を適切に実施する必要がある。学校法人の経営状況に関わらず復旧に取り組むことができるよう、災害復旧に係る資金需要に対し、日本私立学校振興・共済事業団の融資制度において、平成28年熊本地震と同様の低利融資をお願いしたい。

25 行政庁舎等の公共・公用施設の早期復旧

【総務省、厚生労働省、環境省】

要望事項

- 平成28年熊本地震等による災害復旧に係る起債償還を行っている中で、新たな財政負担がのしかかることとなる本県の事情を十分に考慮いただき、復旧工事等に躊躇なく取り組めるよう、特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

①県庁舎等

- ・被害状況：12庁舎（県本庁舎及び出先機関11庁舎）
- ・総事業費：精査中

②市町村庁舎（震度6弱以上を計測した市町村に限る）

- ・被害状況：八代市他13市町村庁舎
- ・総事業費：精査中

③試験研究機関

（設備）

- ・被害状況：保健環境科学研究所及び八代保健所試験検査室における食品・医薬品検査関係分析設備（地方衛生研究所関係）及び大気、水質、飲用井戸関係分析設備（地方環境研究所関係）が破損
- ・総事業費：176百万円（大気、水質、飲用井戸関係の分析設備）
53百万円（食品・医薬品検査関係分析設備）

（施設）

- ・被害状況：保健環境科学研究所において、配管破損に伴う水漏れ（天井材の落下等）や外壁・内壁・床の亀裂及び脱落等の被害が発生
- ・総事業費：精査中

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①② 庁舎等災害復旧	補助：なし 起債 ：一般単独災害復旧事業債 充当率100% 交付税措置47.5～85.5%	交付税措置率の引上げ等	充当率・交付税措置率の引上げ等はなし ※建替に係る面積特例措置あり
③-1 試験研究機関の設備機器の復旧 （地方衛生研究所分）	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金： 当該制度の「地方衛生研究所等」は感染症検査室に係る特定の設備のみ対象	災害復旧について、補助対象を検査設備一般へ拡大	—
③-2 試験研究機関の設備機器の復旧 （地方環境研究所分）	補助：なし 起債 ：一般単独災害復旧事業債 充当率100% 交付税措置47.5～85.5%	交付税措置率の引上げ等	—

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
③-3 試験研究機関の庁舎の復旧	保健衛生施設等災害復旧費 国庫補助金： 年度毎に要綱が定められ、 補助率は現時点で不明。	財政負担に配慮した補助率の設定	—

3 要望の内容

①② 県庁舎等、市町村庁舎

県・市町村庁舎とも、今後の大規模災害に備えるため、早急な復旧が求められている状況。

「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」において、「公共施設・公益施設等の災害復旧」の対象に「庁舎」が盛り込まれ、「庁舎などの公共・公用施設（自治公民館を含む。）の災害復旧」について「適切に地方財政措置を講ずる」とともに、「財政運営に支障が生じないよう適切に対応する」とされたところ。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨等の災害復旧に伴う起債償還が本格化している中、新たな財政負担がのしかかることとなる本県の事情を十分に考慮いただき、災害復旧に躊躇なく取り組めるよう、特別な財政支援をお願いしたい。

③ 試験研究機関

県保健環境科学研究所（宇土市）及び八代保健所試験検査課（八代市）では、食品及び医薬品（地方衛生研究所関係）及び大気環境・水環境・飲用井戸等（地方環境研究所関係）に関する調査研究及び行政検査等の業務を実施しているが、今回の地震で調査、分析に使用する機器及び消耗品の多くが損傷する等の被害を受け、業務の実施が不可能となった。

損傷した機器は、分析業務等を実施する上で不可欠な機器であるため、機器の更新及び修理に伴う特別な財政支援をお願いしたい。

また、地方衛生研究所等の感染症検査室の特定の設備を対象とした「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」について、食品・医薬品の安全確保のために必要な検査機器の備品購入費を一律に対象としていただきたい。

さらに、保健環境科学研究所の庁舎の災害復旧は「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となることは確認できているものの、災害査定を経て、年度毎に要綱が定められるため、現時点では補助率が不明である。速やかな災害査定と、財政負担に配慮した補助率の設定をお願いしたい。

26 多重債務事業者への特別な財政支援

【内閣府、財務省、経済産業省】

要望事項

- 度重なる大規模災害に見舞われているという本県特有の事情を踏まえ、早期の事業再開を後押しするための多重債務事業者への特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ・ 度重なる大規模災害（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨）により、過去の大規模災害からの復旧・復興の途上にありながら再び被災する「重複被災事業者」が存在している。
- ・ これらの事業者は、過去の災害からの復旧のために借り入れた既往債務を抱えていることから、新たな復旧資金の調達による多重債務状態に陥り、事業再建が困難となることが懸念される状況。

中小企業者等の被災状況（商工業、観光業、交通関係）※令和8年8月19日公表時点

7,881件、被害額1,559億円

（うち 中小企業 7,745件、被害額1,339億円（推計含む））

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

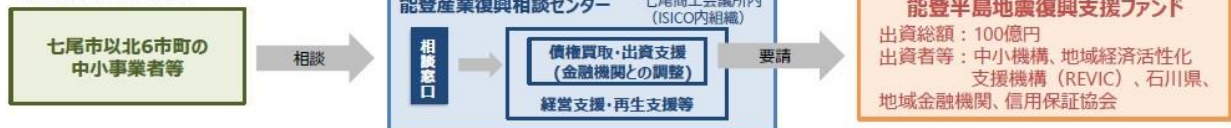
項目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
多重債務事業者への特別な財政支援	—	ファンド活用等による多重債務対策	—

3 要望の内容

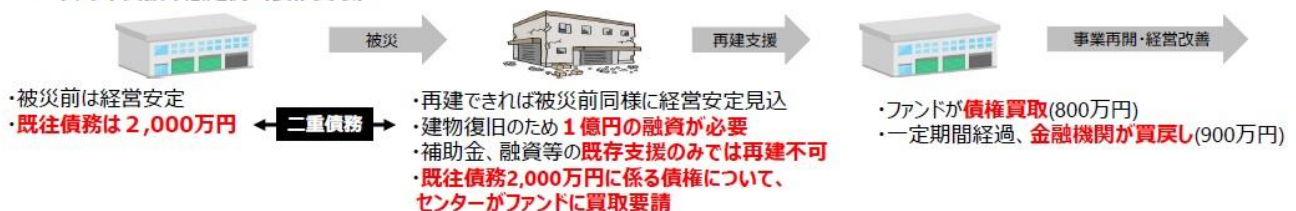
熊本地震復興融資等の既往債務を抱える自力での事業再生が困難な多重債務事業者に対し、能登半島地震と同様の復興相談センター及び復興支援ファンドを活用した多重債務対策を講じていただきたい。

参考：能登半島地震復興支援ファンド 出資総額100億円

■ 関係機関の体制等



■ ファンド支援の想定例（債権買取）



2 7 地域産業等の早期復旧・事業継続への支援

要望事項

【厚生労働省、経済産業省】

- 事業者が再建を断念することなく確実に再建できるよう、複数年度にわたる必要額への特別な財政支援
- 地域経済の牽引役であり、地域の雇用維持や取引先事業者の事業継続に重要な役割を担う大企業や中堅企業への新たな国庫補助制度の創設や既存の制度の拡充といった特別な財政支援。
- 被災企業への金融面での力強い支援とともに、雇用調整助成金や産業雇用安定助成金の特例措置など、地域の雇用の維持・確保につながる手厚い支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

- ・ 令和8年熊本地震では、災害救助法が適用された21市町村を中心に県内全域で甚大な被害が発生し、多くの中小企業者が被災した。
- ・ また、地域経済の牽引役である大企業や中堅企業においても、液状化による地盤沈下で生産設備が傾くなど、深刻な被害が発生し、幅広い事業者が事業活動に大きな影響を受けている。
- ・ 現時点では被害の全容把握に至っていないものの、令和2年7月豪雨のおよそ2倍、平成28年熊本地震にも迫る被害が生じており、被害額は今後さらに増加することも見込まれる。
- ・ 加えて、近年の燃料・資材、人件費の高騰により、実際の復旧に要する費用は従来を大きく上回ることが想定される。
- ・ 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨と相次ぐ自然災害に加え、近年の物価高騰や中東情勢悪化等の影響により、事業者の経営が極めて厳しい状況になる中で、復旧に多額の費用が必要となることから、地域経済に与える影響は甚大である。

中小企業者等の被災状況（商工業、観光業、交通関係）※令和8年8月19日公表時点

	事業者数	被害額（億円）
中小企業（推計含む）	7,745	1,339
資本金10億円未満の中堅企業	37	41
資本金10億円以上の中堅企業・大企業	99	179
合計	7,881	1,559

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①複数年度にわたる必要額への特別な財政支援（自治体連携型補助金、利子補給制度）	・ 自治体連携型補助金において、対象範囲を中堅企業まで拡大、多重被災者においても定額補助（上限5億円）を実施 ※国からの財政支援は上限120億円	・ 自治体連携型補助金の複数年度にわたる必要額への特別な財政支援 ・ 利子補給制度への国補助	・ グループ補助金 ・ 「グループ補助金等無利子貸付制度」への国補助（99%）

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
②大企業や中堅企業の復旧に係る特別な財政支援	—	大企業や中堅企業に対する新たな国庫補助制度の創設や既存の制度の拡充等	—
③被災事業者等に対する雇用の維持・確保支援の強化	雇用調整助成金 ＜現在の特例措置＞ 雇用量要件・残業相殺・教育訓練減算の撤廃、生産量要件の緩和 ※助成率（中小企業2/3）、支給日数（1年100日）は現行制度のまま	本激並みの特例措置 助成率：中小企業4/5 支給日数：1年300日	＜本激＞ 助成率：中小企業4/5 支給日数：1年300日
	雇用保険（失業給付） ＜現在の特例措置＞ 一時離職を支給対象に追加 ※現行制度は失業のみ	本激並みの特例措置 （休業を支給対象に追加）	一時離職を支給対象に追加
	産業雇用安定助成金 ※現行制度では「災害特例人材確保支援コース」は能登半島地震に限った事業となっている	能登半島地震と同様の「災害特例人材確保支援コース」創設及び申請手続きの簡素化	—

3 要望の内容

- ① 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨と相次ぐ自然災害に加え、近年の物価高騰や中東情勢悪化等の影響により、中小事業者にとって極めて厳しい経営環境が続く状況にある。地域経済の回復のためには、被災した施設等の復旧を支援し、事業の再建・継続を強力に後押しする必要がある。

大規模な工場・店舗の復旧や特殊な生産設備の調達においては、設計から施工完了まで数年を要す場合があり、また、被災地での建設需要の集中や人手不足により、事業者の復旧計画に多大な時間を要することが想定されるため、事業者が再建を断念することなく確実に再建できるよう、複数年度にわたる必要額への特別な財政支援をお願いしたい。

また、被災事業者の自己負担分について、令和2年7月豪雨の際と同様に金融機関からの借入れに対する利子補給に係る財政措置を講じていただきたい。

- ② 大規模災害発生時において、被災した施設等の復旧や事業の再建・継続を支援するため、なりわい再建支援補助金や自治体連携型補助金が制度化されているが、いずれも大企業は対象外となっている。

また、中堅企業については、今般の支援パッケージの中で自治体連携型補助金において対象としていただいたものの、対象となる中堅企業は資本金要件が10億円未満であり、対象企業が限定されているところ。

そのため、今回の地震で多大なる被害を受けた大企業や中堅企業における被災施設等の復旧（液状化被害に伴う地盤改良等を含む）や事業の再建・継続に向けた新たな国庫補助制度の創設や既存の制度の拡充、資金繰り支援などをお願いしたい。

- ③ 地震に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小や休業等を余儀なくされている事業者があり、被災事業者の事業継続及び従業員の雇用維持に向けた支援が必要である。

また、資材調達の遅れや人手不足、サプライチェーンへの影響等により、復旧・復興の長期化も懸念される。

そのため、雇用調整助成金及び雇用保険に係る本激並みの特例措置を講じていただきたい。併せて、令和6年能登半島地震と同様に、産業雇用安定助成金において「災害特例人材確保支援コース」を創設し、企業間移動の支援体制を強化するとともに、申請手続きの簡素化など被災企業が活用しやすい制度・体制とすることを願いたい。



上益城地域：製造業



八代地域：医薬品卸売業



八代地域：製造業

28 伝統的工芸産業の早期の事業再開・事業継続への支援

【経済産業省】

要望事項

- 被災した伝統的工芸品の製造事業者等が行う事業再開のために必要な生産設備等の整備、原材料確保等に要する経費に係る特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等（令和8年8月31日時点）

被害状況：22業者（国指定の伝統的工芸品3事業者を含む）

被害総額：約1億円

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
伝統的工芸産業の早期の事業再開・事業継続への支援	自治体連携型補助金（施設・設備の復旧のみ補助率3/4）	伝統工芸産業の事業継続に必要な設備や道具、原材料の確保等、迅速な事業再開に向けた補助制度の創設	施設・設備の復旧については、グループ補助金を活用 能登半島地震では、国指定の伝統的工芸品の製造事業者等への事業継続に必要な設備や道具、原材料の費用補助（補助率3/4、最大1,000万円）の実績あり ※県指定は、復興基金で対応。

3 要望の内容

県内では、70品目、129人・団体の国指定を含む伝統的工芸品の技術が受け継がれ、県内各地で職人によるものづくりが行われている。

今回の地震では、県指定の伝統的工芸品である「高田焼」の工房をはじめ、県南地域を中心に国指定の伝統的工芸品3事業者を含む22事業者の被災が確認され、作品・商品の破損、道具や設備の損壊等、1億円近くの被害額が報告されている。

近年の物価高騰の影響により、極めて厳しい経営環境が続く中での被災であり、復旧の見込みの立たない事業者も多くなっている。

被災事業者の早期の事業再開・継続のため、必要な設備や道具、原材料の確保及び試作品製作に係る費用への支援など、迅速な事業再開に向けた補助制度の創設をお願いしたい。



県指定伝統的工芸品：高田焼（伝七窯）
商品の9割が破損。粘土や釉薬を貯蔵していた甕など、設備も損壊。



国指定伝統的工芸品：小代焼（たけみや窯）
商品の破損



29 被災農林漁業者の営農再開に向けた支援

【農林水産省】

要望事項

- 農業用機械・施設等の復旧に当たり、被災農家における避難状況等に配慮した十分な周知・受付期間の確保及び必要かつ十分な予算の確保等
- 持続可能ないぐさ産地の創造に向けた新たな体制づくり等に対する支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

令和8年9月10日時点の農業用機械・施設等の被害件数は約3,300件、被害額は約483億円となっている。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
被災農家の農業用機械・施設等の復旧	農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ） ・要望調査は年内終了 ・施設等が復旧するまでの代替施設等は補助対象外 ・物価高騰による計画変更は不可 ・都道府県付帯事務費1.7%以内、市町村付帯事務費0.4%以内	・十分な周知期間、申請受付期間の確保及び必要かつ十分な予算の確保 ・農舎等農業用施設復旧までの代替施設の確保 ・物価高騰による計画変更等の柔軟な対応 ・補助金等の申請手続きの簡略化、申請を支援するシステム等の提供等	—
持続可能ないぐさ産地の創造に向けた支援	—	・持続可能ないぐさ産地創造計画の策定と計画の実現に必要な財政支援	—

3 要望の内容

震度7の地震に襲われた八代地域、宇城地域を中心に、トラクター、田植え機、いぐさ専用機械等の農業用機械や、農舎、畜舎、農業用ハウス等の農業用施設等に被害が発生しており、産地を衰退させないための営農再開に向けた支援が重要である。

特に八代地域等のいぐさ産地においては、令和7年8月豪雨でも甚大な被害を受けており、産地の維持がますます困難になる恐れがあるため、関連産業も含めた産地の現状把握・課題整理や、持続可能な産地づくりに向けた新たな体制づくりや計画の策定が必要となっている。

農林水産省の支援パッケージでは、農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）の発動が明記され、国の補助率が3割から5割に増加するという要望は実現したが、要望調査は年内で終了することや、施設等が復旧するまでの代替施設等は補助対象外であること、物価高騰による計画変更は認められないこと、都道府県や市町村の付帯事務費が少ないことが課題となっている。

そこで、被災農家のライフラインの確保や避難等へ配慮し、十分な周知・申請受付期間の確保や必要かつ十分な予算の確保、施工業者の不足等に伴う事業完了の遅れに対し、農舎等農業用施設復旧までの代替施設の確保や、物価高騰による事業費増に伴う計画変更や変更交付等の柔軟な対応をお願いしたい。また、連続被災等に伴う事務的負担の増加に対し、補助金等の申請手続きの簡略化、申請を支援するシステム等の提供、増加する事務経費に対する支援をお願いしたい。

加えて、いぐさ産地の復興を推進するため、持続可能な産地創造計画の策定と計画の実現に必要な財政支援をお願いしたい。

30 共同利用施設等の早期復旧・復興への支援

【総務省、農林水産省】

要望事項

- 共同利用施設等の復旧に係る各種事業の必要かつ十分な予算の確保、取組期間の延長及び県負担分への災害対策債の適用等の地方財政措置の充実
- 全国3位の生乳生産を誇る本県酪農業を支える乳業工場の復旧に向け、十分な予算の確保とともに要件緩和及び補助率の嵩上げ等
- 全国1位の生産量を誇るデコポン選果場の復旧に向け、一時的な集出荷機能の回復に必要な選果機の移設やリース導入に対する支援
- 激甚災害（本激）指定後、被災地域を被害激甚市町村として告示し、農林水産業共同利用施設災害復旧事業を発動

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等（令和8年9月10日時点）

	被害件数等	被害額
カントリーエレベーター、ライスセンター	16 件	約 61 億円
選果場、集荷場	40 件	約 93 億円
その他	29 件	約 204 億円
合計	85 件	約 359 億円

（乳業工場）

熊本県酪農業協同組合連合会の熊本工場（熊本市東区戸島）については、施設の柱や床面の亀裂、壁面の破損、施設内機器等に大きな被害を受け、応急復旧により製造事業を再開したものの、品質管理や安全性確保などに課題がある。そこで、製造事業の安定化を図るため、熊本県酪農業協同組合連合会において工場の建替えを検討中。

（デコポン選果場）

J Aあしきたのマルタ選果場（芦北町田浦）については、建物を支える柱が損壊し、11月下旬から始まるデコポンの選果が困難となっている。そこで、今シーズンは選果機を水俣集荷所へ移設避難させ、同集荷所において選果作業を行う予定。併せて、J Aあしきたにおいてマルタ選果場の建替えを検討中。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①共同利用施設等の復旧に係る各種事業の必要かつ十分な予算の確保	・強い農業づくり総合支援交付金（被災産地施設支援） ・持続的生産強化対策事業 ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業（被災産地施設支援） ほか	・支援パッケージで示された各種事業の必要かつ十分な予算の確保、取組期間の延長及び県負担分への災害対策債の適用等の地方財政措置の充実	左記同様
②生乳需給調整高度化・輸出拡大事業（乳業工場の復旧）	単価×1日当たり処理能力で上限事業費が定められており、補助率は1/2以内、補助上限は31.5億円/年	十分な予算確保、単価引き上げによる上限事業費拡充、補助率の嵩上げ（国補助率58.3%）及び地方財政措置の充実	—

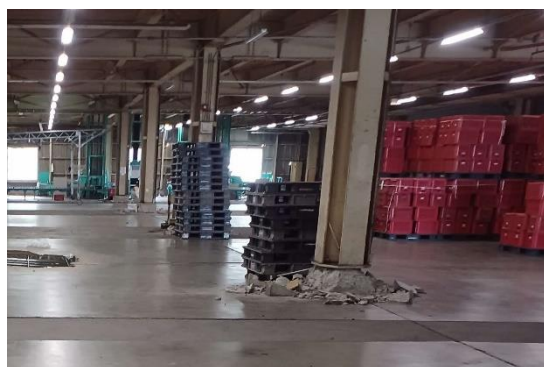
項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
③選果機の移設やリース導入に係る経費への支援	人手による選果作業及び出荷物の横持ちに係る経費については、持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）によって措置されたが、選果機の移設やリース導入に対する支援事業が現在のところ無い。	選果機の移設やリース導入についても補助対象に追加	—
④被害激甚市町村の告示	例年3月頃告示される	例年の告示時期はまだ来ていないが、必ず告示いただきたい	H29.3告示

3 要望の内容

- ① 国に対する緊急要望において、共同利用施設等の復旧に係る各種事業を盛り込んでいただいたところ。これらの事業を着実に遂行し、早期の復旧・復興を果たすため、事業の実施に必要な予算の確保、取組期間の延長及び県負担分への災害対策債の適用等の地方財政措置の充実をお願いしたい。
- ② 熊本工場再建に係る総事業費は膨大であるため、強い農業づくり総合支援交付金（被災産地施設支援）の活用のみでは被災事業者の負担が大きい状況であり、通常事業である生乳需給調整高度化・輸出拡大事業を組み合わせた活用を検討している。
そこで、国に対しての第二弾の要望では、生乳需給調整高度化・輸出拡大事業について、十分な予算確保、単価引き上げによる上限事業費拡充、補助率の嵩上げ及び地方財政措置の充実をお願いしたい。
- ③ 国に対して第一弾の緊急要望では、選果機の移設やリース導入、人手による選果作業及び出荷物の横持ちに係る経費への支援を要望した。
そのうち、人手による選果作業及び出荷物の横持ちに係る経費は、持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）を活用できることになったが、選果機の移設やリース導入の支援については、要望が達成されず、活用できる事業がない状況。
そこで、被災事業者の負担軽減のため、選果機の移設やリース導入に対する補助について改めてお願いしたい。
- ④ 被害激甚市町村の告示については、例年3月頃告示されており、例年の告示時期はまだ来ていないが、必ず告示されるよう、改めてお願いしたい。



熊本県酪農業協同組合連合会 熊本工場



J Aあきた マルタ選果場

3 1 農地及び農業用施設の早期復旧への支援

【農林水産省】

要望事項

- 被災した農地・農業用施設の早期復旧を実現するため、技術的支援の継続と併せて、復旧に係る各種事業の必要かつ十分な予算の確保
- 災害復旧と併せて、農地の大区画化等の生産性向上に資する基盤整備を進めるため、各種事業の必要かつ十分な予算の確保

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等（令和8年9月10日時点）

	被害箇所数	被害額
水田	4,469 箇所	4,790 百万円
畑	566 箇所	1,328 百万円
農業用施設	9,159 箇所	67,695 百万円
海岸保全施設	835 箇所	22,200 百万円
合計	15,029 箇所	96,013 百万円

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
① 農地等災害復旧事業	農地等災害復旧事業 国→県（市町村、事業者） 補助率：農地50%、農業用施設65% （暫定法等による補助率嵩上げ：農地約97%、農業用施設約99%（直近平均））	技術的支援の継続、 補助事業の必要かつ十分な 予算の確保	左記同様
②-1 農業農村整備事業	農業農村整備事業 国→県（市町村、事業者） 補助率：1/2等	農地の大区画化等の生産性 向上に資する基盤整備を進 めるための各種事業の必要 かつ十分な予算の確保	左記同様
②-2 多面的機能支払交付金	多面的機能支払交付金 国→県（市町村、事業者） 補助率：1/2	地域ニーズに対し不足が生 じないよう同交付金の十分 な予算の確保	左記同様

3 要望の内容

- ① 甚大な被害を受けた農地・農業用施設の速やかな復旧を進めるため、技術的支援の継続と併せて、災害復旧事業等の必要かつ十分な予算の確保をお願いしたい。
- ② 災害復旧と併せて、将来にわたる持続的な農業の実現に向けた農地の大区画化等の生産性向上に資する基盤整備を進めるため、農業農村整備に係る各種事業の必要かつ十分な予算の確保をお願いしたい。

また、地域の活動組織等が行う農地周辺の水路等の自力復旧には多面的機能支払交付金を活用しており、地域のニーズに対して不足が生じないよう同交付金の十分な予算確保をお願いしたい。

3 2 森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援

【総務省、農林水産省】

要望事項

- 林業関係施設等の復旧に向けた地方財政措置拡充の特別な財政支援
- 製紙工場や輸出港等の被災に伴う流通網の維持等に必要なかかり増し経費に対する支援創設等の特別な財政支援
- 木造建築が地震に弱いとの風評被害が生じないための必要な措置

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等（令和8年9月10日時点）

	被害箇所数	被害額
林道施設	105 箇所	215 百万円
山地崩壊	6 箇所	429 百万円
林産施設等	35 箇所	2,129 百万円
合計	146 箇所	2,773 百万円

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①林業・木材産業循環成長対策交付金	林業・木材産業循環成長対策交付金（被災施設の再整備の適用） 国→県（市町村、事業者） 補助率：1/2	事業者分に係る地方財政措置の拡充による「なりわい再建支援補助金」と同等の支援	グループ補助金による3/4（国1/2・県1/4）の支援等
②木材の安定的な流通に必要な措置	—	流通網の維持等に必要なかかり増し経費に対する支援の創設等	—
③木造建築に対する風評被害対策	—	木造建築の安全性について、科学的根拠に基づいた正確な情報発信等	—

3 要望の内容

- ① 木材加工流通施設などの林産施設等は、建屋の損壊や機械の転倒、土場の液状化や地割れなどが広範囲で確認されており、被害箇所は35箇所、被害額は約21.3億円に上っている。また、製紙工場や輸出港である八代港で被害が発生している。

農林水産省が公表した支援パッケージでは、林業・木材産業循環成長対策交付金での施設の再整備等について実現いただいたところであるが、被災した施設の大半は個人や法人所有の施設であるため、これら民間事業者分についても、地方財政措置の拡充により、「なりわい再建支援補助金」と同等の支援をお願いしたい。

- ② 製紙工場や輸出港等の被災に伴い、原木やチップ等の流通に停滞が生じ、原木価格の低下や森林整備の滞りが懸念されている。このことは、今回の特有かつ甚大な被害であるため、木材の安定的な流通網の維持等に向け、原木やチップ等の他工場や代替港への輸送経費や一時的な保管などに要するかかり増し経費に対する支援の創設等をお願いしたい。
- ③ 木造建築の安全性に対する誤ったイメージが先行し、木材利用の促進が妨げられることのないよう、木造建築の安全性について、科学的根拠に基づいた正確な情報発信をお願いしたい。



材木店機械類の転倒



製材所敷地内の舗装の亀裂

3 3 水産関係施設の早期復旧への支援

【総務省、農林水産省】

要望事項

- 被災漁業者の経営再建に向けた補助要件の緩和や補助対象等の拡充等、地方財政措置の拡充の特別な財政支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等（令和8年9月10日時点）

	被害箇所数	被害額
海岸	1 箇所	2 百万円
漁港	30 箇所	3,999 百万円
共同利用施設等	28 箇所	233 百万円
水産物・養殖施設	49 箇所	142 百万円
合計	108 箇所	4,376 百万円

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
被災漁業者の事業継続支援	浜の活力再生・成長促進交付金（共同利用施設の災害復旧）等 ・補助率：国1/2 ・地方負担分への財政措置 ※共同利用施設では、被害額等の要件を満たさず、補助対象外となる施設が多数存在 ※個人や法人所有の施設では、補助対象等の要件を満たさず、補助対象外となる事業者が多数存在	・共同利用施設に係る補助要件の緩和や事務手続きの簡素化 ・個人や法人所有の施設に係る補助対象等の拡充又は新たな支援制度の創設。また、地方負担分に係る地方財政措置の拡充	グループ補助金による3/4（国1/2・県1/4）の支援等

3 要望の内容

水産業関係施設については、共同利用施設等で28箇所、民間の養殖施設等で49箇所等、合計4,376百万円の被害が発生している。

農林水産省が公表した支援パッケージでは、共同利用施設の災害復旧や、被災した養殖業者が行う養殖生産用資機材の導入等についての支援を実現いただいたところである。

しかしながら、共同利用施設については、被害施設の大半が補助要件を満たさず補助対象外となる懸念があるため、補助要件の緩和により「なりわい再建支援補助金」と同等の支援とともに、事務手続きの簡素化をお願いしたい。

また、個人や法人所有の施設においては、陸上養殖施設でのコンクリート水槽の亀裂や配管の損傷などの大きな被害が発生しているが、当該施設の補修及びその他資機材の補修等の復旧に要する経費は補助対象外となるため、既存支援制度における補助対象等の拡充や新たな支援制度の創設、地方負担分に係る地方財政措置の拡充により「なりわい再建支援補助金」と同等の支援をお願いしたい。

3 4 防災・減災、国土強靱化の推進

【内閣官房、国土交通省】

要望事項

- 防災・減災、国土強靱化の取組みを着実かつ強力に推進し、加速化するための継続的かつ安定的な予算の確保及び技術的助言

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

令和8年熊本地震により、公共土木施設全体では2,191箇所、被害総額約1,567億円に及ぶ甚大な被害を受けた。

道路では、路面陥没や隆起、落石等が発生し、県管理道路で最大26箇所が全面通行止めとなったほか、八代鏡線植柳橋が一部落橋するなど橋梁にも甚大な被害が発生した。また、河川や海岸施設においても護岸のひび割れなどの被害が発生し、港湾施設では、八代港で岸壁の亀裂・沈下、液状化が発生するなど、多数の被害が確認された。

○公共土木施設被害の概要（令和8年8月27日時点）

種 別	河川	道路	橋梁	港湾	その他	計	H28 熊本地震
箇所数(箇所)	288	754	137	125	887	2,191	3,556
被害額(億円)	492	135	163	255	522	1,567	1,454

※熊本市の施設被害を含む ※箇所数及び被害額ともに調査中であり、変更の可能性あり

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
防災・減災、国土強靱化の推進	補正予算等による財政措置	継続的かつ安定的な予算の確保、技術的助言	—

3 要望の内容

今回の地震において、耐震補強を実施していた橋梁では、損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送道路ネットワークの機能を維持するなど、その効果を発揮した。また、震度6強の揺れにより被害を受けた八代港においても、耐震補強を実施した岸壁では大きな被害がなく、発災直後から船舶の着岸が可能であったことから「はくおうⅡ」等による被災者支援活動に大きく貢献した。このように防災・減災対策の有効性を改めて認識したところであり、激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守るため、河川、道路、橋梁、港湾、上下水道等の国土強靱化に資する取組みを一層加速化することから、継続的かつ安定的な予算の確保及び技術的助言をお願いしたい。



橋梁の耐震補強事例



発災後も機能した耐震岸壁

3 5 災害時に司令機能を担う防災局の本県への設置

要望事項

【内閣官房】

○ 災害時に司令機能を担う防災庁の地方機関である防災局の本県への設置

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費等

本県は、「九州を支える広域防災拠点構想」に基づき、南海トラフ地震等の大規模広域災害の発生に備え、九州における広域防災拠点としての役割を果たすため、防災センターの整備や広域応援訓練による機能強化を図っている。

また、本県は、南海トラフ地震発生時の九州地域における政府現地対策本部の設置場所や国のプッシュ型支援用物資の分散備蓄拠点、九州地方知事会の会長代行県に選定されており、九州において重要な役割を担うこととなる。

大規模災害が発生した場合には、被害状況の把握や被災自治体への迅速な応援体制の構築、フェーズに応じて刻々と変化する被災地・被災者ニーズの俯瞰的な把握や機動的な対応など、発災時から復旧・復興までの司令機能が重要となり、このことは、今回の令和8年熊本地震でも明らかとなったところ（※）。

※ 令和8年熊本地震では、発災後速やかに司令機能を担う政府非常災害現地対策本部を熊本県防災センター内に設置いただき、的確かつ機動的に対応いただいた結果、例えば、「被災井戸に対する洗浄・補修に対する支援」や「被災者の自宅敷地における仮設住宅の建設に向けた支援」など、これまでに前例のない様々な事項について支援策を講じていただいたところである。

2 現行制度及び平成28年熊本地震時の対応等

項 目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
防災局の設置	—	熊本県への防災局の設置	—

3 要望の内容

本県は、南海トラフ地震の被害規模が小さいとされる九州地域の中央に位置するという地理的優位性に加え、平成28年熊本地震や今回の令和8年熊本地震においても、初動対応から復旧・復興までを国等の関係機関と一体となって対応した経験・ノウハウを有している。

また、南海トラフ地震発生時の政府現地対策本部の設置場所や国のプッシュ型支援用物資の分散備蓄拠点、九州地方知事会の会長代行県に選定されていることに加え、平時から各種訓練や施設整備に取り組むなど、広域防災拠点としての機能強化を着実に進めている。

こうした優位性を有する本県に、令和8年7月に成立した防災庁設置法等に基づく防災庁の地方機関である防災局が置かれることで、災害対応の即応性が高まり、九州さらには日本全体の防災力向上に貢献できることから、本県に防災局を設置いただきたい。

